
令和6年大和町議会12月定例会議会議録

令和6年12月2日（月曜日）

応招議員（16名）

1番	本田昭彦君	9番	馬場良勝君
2番	佐野瑠津君	10番	今野信一君
3番	宮澤光安君	11番	渡辺良雄君
4番	平渡亮君	12番	槻田雅之君
5番	櫻井勝君	13番	堀籠日出子君
6番	森秀樹君	14番	大須賀啓君
7番	佐々木久夫君	15番	児玉金兵衛君
8番	犬飼克子君	16番	今野善行君

出席議員（16名）

1番	本田昭彦君	9番	馬場良勝君
2番	佐野瑠津君	10番	今野信一君
3番	宮澤光安君	11番	渡辺良雄君
4番	平渡亮君	12番	槻田雅之君
5番	櫻井勝君	13番	堀籠日出子君
6番	森秀樹君	14番	大須賀啓君
7番	佐々木久夫君	15番	児玉金兵衛君
8番	犬飼克子君	16番	今野善行君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 俊 彦 君	福 祉 課 長	早 坂 基 君
副 町 長	千 葉 喜 一 君	健康推進課長	大 友 徹 君
教 育 長	八 卷 利 栄 子 君	農林振興課長	阿 部 晃 君
代表監査委員	内 海 義 春 君	商工観光課長	蜂 谷 祐 士 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	商 工 観 光 課 企 業 立 地 推 進 室 長	星 正 己 君
総 務 課 危 機 対 策 室 長	甚 野 敬 司 君	都 市 建 設 課	江 本 篤 夫 君
まちづくり 政 策 課 長	遠 藤 秀 一 君	上 下 水 道 課 長	亀 谷 裕 君
財 政 課 長	児 玉 安 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 康 弘 君
税 務 課 長	村 田 充 穂 君	教 育 総 務 課 長	青 木 朋 君
町 民 生 活 課 長	吉 川 裕 幸 君	生 涯 学 習 課 長	浪 岡 宜 隆 君
子 ども 家 庭 課 長	小 野 政 則 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議 事 庶 務 係 長	相 澤 敏 晴
主 任	櫻 井 郁 也		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前10時01分 開 会

議 長 (今野善行君)

ただいまから令和6年大和町議会12月定例会議を開会します。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (今野善行君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番槻田雅之君、13番堀籠日出子さんを指名します。

日程第2「議会期間の決定について」

議 長 (今野善行君)

日程第2、議会期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会議の議会期間は、本日から12月6日までの5日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日から12月6日までの5日間に決定しました。

「諸般の報告」

議 長 (今野善行君)

続きまして、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおりであります。

次に、行政報告があります。町長、浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

おはようございます。それではよろしく願いいたします。

議員の皆様におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき厚く御礼申し上げます。

初めに、令和6年秋の叙勲におきまして、前大和町長浅野 元様が、長年にわたる地方自治の振興と発展に対するご功績により、旭日小綬章の栄に浴されました。町民を代表し心からお祝いを申し上げます。

また、去る11月2日に大和町表彰式を開催し、各分野においてご功績のありました個人10名の方々に表彰を申し上げたところでございます。議会関係では、多年にわたる議員活動を通じ、地方自治の振興と発展にご尽力をいただきました今野善行議長、渡辺良雄議員、槻田雅之議員に功労表彰を授与いたしました。これまでのご功績に敬意を表しますとともに、改めて町民を代表いたしまして、心からお祝いを申し上げますとともに、皆様の今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます。

それでは、令和6年大和町議会12月定例会議の再開に当たり、行政報告を申し上げます。

初めに、令和5年10月31日にSBIホールディングス様と台湾の半導体大手PSMC様が大衡村に半導体工場を建設することが発表され、本町といたしましても大きな期待を持って今後のまちづくりを考えていたところでありましたが、本年9月27日にPSMC様の進出断念の報道があり、その後SBIホールディングス様から経緯等について報告があったところであります。

その中で、SBIホールディングス様からは、半導体関連産業の進出先として黒川地域の優位性が高いことは変わりなく、引き続き半導体関連企業の提携先を模索し、新たな企業進出を目指すとの報告があり、本町といたしましても引き続き企業誘致活動を精力的に継続するとともに、新たな工業団地等の整備も含め、仙台圏域北部における産業機能の拡充強化に努めてまいります。

次に、防災対策についてであります。東北電力女川原子力発電所の再稼働に合わせ、令和6年度宮城県原子力防災訓練として、宮城県、石巻市、富谷・黒川地区4市町村合同により富谷市女川原子力発電所周辺住民の避難訓練を富谷総合運動公園駐車場及び富谷市武道館を会場として令和7年2月8日に開催する予定であります。

訓練参加者は、避難元である石巻市から関係職員及びバス等で避難する住民約50名、避難先では本町職員を含め4市町村合わせて約30名が参加予定となっており、石巻市から避難者を受け入れするための避難所受付ステーションの設置及び運営訓練を行う

こととし、現在準備を進めております。

次に、吉岡小学校改築事業についてであります。現在施工中の校舎建築工事につきましては、令和7年2月末の完成に向けて順調に工事を進めており、令和6年11月末日現在約71.9%の進捗となっております。

なお、新校舎で利用する備品調達に関する仮契約を令和6年11月26日に締結したため、今議会において議決をお願いする予定としております。

次に、令和7年度予算編成について申し上げます。

現在、各課におきまして来年度予算要求見積書を作成しておりますが、予算編成の取組といたしまして、令和7年度から令和9年度までの中期財政見通しを作成しており、歳入につきましては、半導体関連企業の業績を背景に、町税のうち法人町民税の落ち込みが見込まれるものの、固定資産税が一定額以上確保できる見込みであります。また、地方交付税のうち普通交付税につきましては、令和6年度に引き続き不交付となる見込みであります。歳出につきましては、障害福祉サービス及び医療費助成など扶助費の増加が想定されるほか、小中学校の給食費無償化、各公共施設の長寿命化事業などの継続的な投資的経費が今後も続きますことから、令和7年度から9年度までの3か年の普通建設事業費の総額は予算要求ベースで47億円となる見込みであります。これらの財源につきましては、国・県補助金等の各種特定財源を積極的に活用するよう、それぞれの担当において情報収集を行い、さらには費用対効果を十分検討し、事業を厳選した上で優先順位を決めて計画的に実施するよう指示したところであり、大規模改修事業の特殊事業を除き、前年度当初予算額を念頭に置いて予算要求を行うことや、ICTを活用した行政手続のオンライン化等についても積極的に取り組み、行政のデジタル化を推進してまいります。

また、財源の一つであります地方債については、吉岡小学校改築事業や各種公共施設の長寿命化改修事業等に伴う借入れにより、令和9年度末の地方債残高は約79億円まで増加する見込みとなっております。

それでは、本日提出しております議案についてその概要をご説明申し上げます。

報告第16号は、専決処分の報告についてであります。令和6年度大和町一般会計補正予算で衆議院選挙総選挙執行のための予算の専決処分を行いましたので報告するもの。

議案第77号は、大和町県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例について、県営事業により農地整備の実施が計画されており、施行地域内の農地を目的外用途に供した場合等に特別徴収金の徴収を可能とするため制定するもの。

議案第78号は、大和町道路等維持管理用施設の設置及び管理に関する条例について、町の道路、河川、公園等の維持管理を行うための施設の設置及び管理に関し、必要事項を規定するための制定をするもの。

議案第79号は、大和町公共下水道区域外流入分負担金の徴収に関する条例について、排水を公共下水道に排除するに当たり、公共下水道区域外からの流入に対して負担金を徴収可能とするための制定をするもの。

議案第80号は、大和町土地区画整理区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、杜の丘北部土地区画整理事業の換地処分に伴い、杜の丘整備計画区域に変更が生じたため、所要の改正をするもの。

議案第81号は、大和町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、杜の丘北部土地区画整理事業の換地処分に伴い、大字に変更が生じたため所要の改正を行うものであります。

次に、議案第82号、大和町一般会計の補正予算についてご説明を申し上げます。

一般会計につきましては、補正予算額8,851万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を169億1,727万4,000円とするものであります。

歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

総務費は、普通財産管理費に土地開発基金への積立金7,000万円を計上し、土地開発基金財産として、大和町吉岡字上町40番地の土地購入を計画するもの。

民生費は、保育所管理費ほかシステム改修費用を、農林水産業費は有害鳥獣対策費用を、商工費は商業振興費として中小企業振興資金の預託金等を、教育費はまほろばホール管理運営費で置き型の授乳室設置に関する費用をそれぞれ追加措置いたすものであります。

議案第83号は、訴えの提起について本町が管理する土地の一部を不法に占拠している自動車の撤去、土地の明渡しを請求するため、仙台地方裁判所に提起するもの。

議案第84号は、指定管理者の指定について、令和7年3月31日で満了する大和町総合運動公園ほか3施設につきまして、令和7年4月1日から指定管理者の更新を行おうとするものであります。

以上が、今回提出しております議案の概要であります。今会議期間中に契約案件を追加提案させていただき予定としておりますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。何とぞ慎重にご審議をいただき、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。報告といたします。よろしくお願いたします。

議長（今野善行君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第3「報告第16号 専決処分の報告について（令和6年度大和町一般会計補正予算）」

議長（今野善行君）

日程第3、報告第16号 専決処分の報告について（令和6年度大和町一般会計補正予算）を議題とします。

朗読を省略して提出者の報告を求めます。

財政課長児玉安弘君。

財政課長（児玉安弘君）

おはようございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

報告第16号専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和6年度大和町一般会計補正予算について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたすものであります。

ページの中ほど、専決処分のとおりでございまして、専決処分の日は令和6年10月9日でございます。

2ページをお願いいたします。

令和6年度大和町一般会計補正予算（専決第1号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ1,349万6,000円を追加いたしまして、予算の総額を168億2,875万5,000円とするものでございます。

第2項、予算補正の款項の区分につきましては、議案書3ページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

なお、この専決処分につきましては、10月9日に衆議院が解散したことに伴う衆議院議員総選挙に要する予算の専決でございます。

それでは、別冊の事項別明細書専決第1号、3ページをお願いいたします。

初めに歳入であります。

17款3項1目総務費委託金。5節選挙費委託金で1,349万6,000円を追加するもので

ございます。歳入は以上でございます。

議 長 （今野善行君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

それではよろしく申し上げます。

次に、歳出でございます。

2款4項選挙費3日衆議院議員選挙執行費でございます。

財政課長のほうからもお話ありましたが、10月9日衆議院が解散となりまして、10月15日公示、10月27日投開票の執行がされたものでございます。

それではまず、1節及び8節につきましては、選挙管理委員会委員投開票管理者立会人の報酬費用弁償でございます。2節は、期日前投票に従事する会計年度任用職員の給料でございます。3節は、投開票事務従事に要する職員の時間外勤務手当等でございます。7節は、選挙公報の配布、ポスター掲示板を私有地に設置した際の敷地借用の謝礼でございます。10節は、選挙事務に要する消耗品、投開票事務従事者の夕食代、投票所入場券の印刷代等でございます。11節は、投票所入場券の郵送料、投票用紙計数機の点検等でございます。12節は、ポスター掲示板の設置撤去業務、期日前投票システムの保守、投票用紙読取分類機の保守業務、そして開票所で使用するハイテーブルの設置、撤去業務の委託料でございます。13節は、投票所借上料、投票箱、早朝のタクシー借上料等でございます。

今回の選挙は10月27日執行されまして、投票率につきましては51.12%ということで、3年前の衆議院、知事の同時選挙と比較しましてその際が56.01%でございましたので、5ポイントほど下回った結果となったところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （今野善行君）

以上で、報告第16号専決処分の報告について、令和6年度大和町一般会計補正予算を終わります。

議 長 (今野善行君)

日程第4、一般質問を行います。

4番平渡 亮君。

4 番 (平渡 亮君)

改めまして、おはようございます。

2024年も残り1か月となりました。2024年は1日の能登半島地震から始まり、今もその地域の方々は大変な思いをなされていると思います。心からお見舞いと早い復興を祈っております。

本町政を見れば法人税の大幅な減税、職員の方々の不足、また先ほど町長のほうからもお話ありましたが、台湾大手半導体の進出断念ということで、町長はじめ職員の方、執行部の方々においてはその対応で大変な1年だったと思います。

私自身も環境が大きく変わり大変な1年だったと思っておりますが、大変とは大きく変わると書きます。大きく変わることがあるニーズにしっかりと立ち向かうことで成長すると考えております。これは人、組織、町全体のものと考えております。その視点を忘れずに、町長並びに執行部の皆様と職員の方々と同じ視点で努めてまいりたいと思っております。

それでは、通告に従い3件の質問をさせていただきます。

変化を求める質問だと思っていいただければ幸いです。

1件目は、大和町の基金運用についてです。

地方自治法（基金）第241条2項では、「基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない」と定めてあります。今後、少子高齢化社会により税収の減少が見込まれる中、効率的に基金運用の利回りを向上させることは、自主財源の確保につながり、行政改革としても有益な取組であると考えます。

以下、大和町の基金運用について町長に伺わせていただきます。

要旨1、大和町は基金運用についてどのような取組をしているか。

要旨2、現在、基金運用の基準を定めているか。

要旨3、基金運用のルールの特明確化や基金運用計画を策定する考えはあるか。

以上になります。

議 長 (今野善行君)

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、平渡議員の大和町の基金運用に関する質問についてお答えをいたします。
初めに、「大和町は基金運用について、どのような取組をしているか」についてであります。

令和6年5月31日時点の基金残高は約77億7,814万円であります。この運用につきましては、普通預金及び定期預金額が約50億8,795万円で65.4%、債権は約26億9,019万円で34.6%の状況となっております。

また、債券運用の内訳は財政調整基金が約17億8,084万円。宮床財産区が約6億8,944万円、落合財産区が約2億1,991万円であります。年間の運用益は約1,133万円で、運用利回りは0.42%となっております。

次に、2要旨目の「基金運用の基準を定めているか」についてであります。

本町では、平成14年4月1日に「大和町公金管理委員会設置要綱」及び「大和町公金管理運用基準」並びに「大和町債券運用指針」を制定しております。

基金の運用につきましては、「大和町公金管理運用基金基準」第5の規程において定期預金を基本とし、利回りや購入金額の点で運用上有利と判断される場合は債券での運用を認めており、「大和町債券運用指針」において購入可能な債権は国債、政府保証債及び地方債とすることなどを定めております。

最後に、3要旨目の「資金管理ルールの特化や基金運用計画を策定する考えはあるか」についてであります。本町の場合、2要旨目の「大和町公金管理運用基準」及び「大和町債券運用指針」が該当すると思われま。

なお、金融市場に目を向けますとマイナス金利政策の解除後、定期預金及び債券の金利は大きく上昇し、11月22日時点の2年国債は0.585%、5年国債は0.74%となっており、短期での債券運用も大変有益な取組となっております。

一方、本町では町税収入が大きな増減を繰り返し、また、普通交付税も交付・不交付となるなど、債券購入の余裕資金の見通しが難しい状況ではありますが、中期財政計画や当初予算要求などから余裕資金を確認をして債券購入の可否を判断するとともに、基金の収益性向上の方策として、基金の一括管理や購入債権の種類などについても、先進自治体などの状況を調査・研究をし時代に即した基金運用ルールの改善等を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）
平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

それでは、深掘りをして質問をさせていただきます。ご答弁に対しまして。

まず1要旨目でございますが、しっかりと運用なされているということを把握させていただきます。

そこで再質問ですが、その運用に関しましては財政調整基金のみで他の基金は行わず、本町の場合は個別運用、要するに基金を合算せずに個別での運用という認識でよろしいか教えてください。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

基本的には、ただいまの条例では基金ごとの運用で、なおかつ1,000万円以上上限を2億円というただいまの規定上の制約がある関係で、各基金ごとで行っておるのが現状であります。

議 長 （今野善行君）
平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

ということでございますので、しっかりと定められていた上で個別での今のところの運用ということで、安全性重視の運用かと理解させていただきます。

それでは、2要旨のほうに移らせていただきます。

しっかりと大和町公金管理委員会設置要綱、公金管理運用基準、債券の運用指針が定められておりますが、これは平成14年4月1日に定められていると認識しております。その14年以降、改定、または見直しがあったかどうか教えてください。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
それでは、ただいまの平渡議員の再質問にお答えをさせていただきます。

14年のまず公金管理委員会の設置要綱につきましては、設置後平成16年、さらには19年、24年、31年と、所要の変更をしておるのは現状でございます。加えまして、公金管理運用基準につきましても、制定の平成14年以降、平成19年4月1日に1度変更をしております。また、債券運用指針についても同じく1度、平成18年8月21日に変更をしておる履歴がございます。

以上であります。

議 長 （今野善行君）
平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

ありがとうございます。説明をいただきました。

それで平成18年とか19年というふうになりますが、その後なぜ改定をなされずに、運用について基準がしっかりとございますので、その中でもう少ししっかりとした形での運用ということのお話合いにはならなかったのかどうか。これが少し私としては疑問が残るところで、いろいろな市町村を調べさせていただきますと、やはりここあたりから平成20年、24年ぐらいが1番多かったですが、各自治体のほうでも運用に関して、例えば国東市という九州のほうの市とか福岡市を見に行つて視察して、自分の自治体のほうでの資産管理、運用に関しましては研究または変更ということをしているんですが、本町としてはそういう考えには至らなかったかどうか、教えてください。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず確かに議員ご指摘のとおり、改正が比較的されていなかった現状があった中、改めてこの規定をいろいろ拝見をさせていただく中では見直す点、いろいろ時代の変化、特に今のマイナス金利政策の見直し等に伴って様々見直す点があるのではないかなというふうな思いではありますが、なぜ直さなかったのかという部分についてはちょっと今現在私がちょっと知り得る限りではない部分と、体制的にも比較的会計管理責任者に帰属する部分がある意味多い内容でもあった部分もあり、そういった意味では現代に合わせる形で見直しを図るべきであろうなというふうな思いではありますが、過去のところについては会計管理責任者も比較的短期で変わっている部分もある現状もあるようでありますので、過去の経緯についてはご回答を差し控えさせていただきたいと思います。

以上であります。

議長（今野善行君）

平渡 亮君。

4 番（平渡 亮君）

大和町としてはやはり慎重な歩みをずっとしていたので、やっぱり定期預金のほうでしっかりと安定というかペイオフ対策というような形ぐらいの考えで進まれているかと思えます。これも一つの正解でございますので、それに対してちょっと疑問があったので質問をさせていただきました。

続いて3要旨目に移らせていただきます。先ほどの町長の話とも関連するんですが、やはり会計責任者に係る責任なり負担なりいろいろな意味であるとは存じ上げます。

例えば財政課、会計課も含めた上で課長様方のお働きであったり、決定が大きく町の財政をもしかしたら傾けること、傾きまではしませんが減収になるということもあって、これは241条のしっかりとした健全な運用という形にはならないと思われませんが、時代を見ていくと、やはり銀行に預けることと運用することのリスクマネジメントを考えるとあまり変わらない状況がもうずっと動いていると思われま。民間の企業も含めた上でも、本町の場合は債権のみという形でこれはもうしっかりと安定しているところでもいいと思えますが、電力債などもあると思えます。これは担保型のものがあって、各市町村も取り入れて購入されているところもあるんですが、私も今回大和町の報告をさせていただくと、私がしているのかどうかちょっと分かりませんが、

今のところ資産運用は県内で5番目の位置にあります。1番目が栗原市で2番目が加美町になりまして、3番目が東松島市で4番目が女川町、5番目という形になります。加美町と栗原市のほうにちょっと視察に行かせていただきましていろいろな話を聞きました。その中で、やはり本町としては、これから先ほども町長のお話でもありますが、税金も含めた上で不交付になるか交付になるかでもこの違いもあって不安定なところで、大体15億円ほどのしっかり定期して、それをちゃんとフォローするような形の体制を取りたいというようなことのお考えも聞いておりますので、それを考えたときに、やはり個別運用ではやはり資産運用に関しましては限界が正直来ています。大体財政調整基金のほうの今の運用は大体53%ぐらいだと考えておりますので、そう考えた場合やっぱり一括運用という形で基金を合体させて運用するということ、それも安全にということで、それで利回りを上げることは様々な行政サービスに使用用途があると考えますが、町長いかがでしょうか。

議長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町長 (浅野俊彦君)

それでは平渡議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、資産運用に当たっては、比較的公務員の方々、悪的な発想もやっぱりなかなか脱ぎ捨てられない部分もある中で、国債の運用に当たってはもちろん証券会社さんと定期的取引をさせていただいておるわけではありますが、毎年年末には来年の見通し等々も伺っている中で、何らかその運用できるこれまでの個別の基金のみでは確かに限界がある部分がある中で、会計管理者とも一括管理、一括購入等の手法もあるねというところで、まさに研究をちょっと始めておったところでもありますので、来年に向けて、ぜひ実施をしてまいりたいなというふうな思いもありますのと、もちろん公平な判断をするという中で、現状の公金管理委員会の体制の拡充も含め検討していく必要があるであろうというふうに思うのと、加えて他市町村の先ほどの事例がありました。比較的平成の大合併で一時的にいろんな基金の数が増えた、または補助金関係のバリエーションが増えた、平成の大合併で合併した自治体が比較的多くの今運用をしておる状況の中で、そこで合併をしなかった女川町と大和町が比較的4番手、5番手の上位にいる部分も認識をしておりますが、ご指摘のとおり一括基金、一括の管理等の考え方等々を含め、上の自治体がいらっしゃるのも事実でありますので、効率的

な効果的で持続可能な住民サービスのための資産運用というところは検討していく余地があるだろうというふうに思いますので、来年度以降、さらに研究をしてみたいと考えております。

議長（今野善行君）

平渡 亮君。

4 番（平渡 亮君）

ただいま町長のほうから前向きなご返答をいただきました。

加えてやはり公務員の方々の中には資産運用に対してやっぱり偏見というかというお言葉もありました。ぜひ勉強会など研修会を開催していただいて、職員の方々に運用ということであったり資産形成であったり、国がもう貯蓄から運用へというような形の流れになっている中、これだけの基金を持っているのであれば、それなりの利回り、利益は出ると思いますので、そこはしっかり自治体のほうでやっていくことが大切だと思いますので、町長のお言葉どおり前向きに検討、そして実現をしてもらえればと考えております。

それでは2件目のほうに移らせていただきます。

職員の採用試験についてです。

近年、様々な職種においても人手不足の状況にあり、地方自治体の職員の採用も困難に面しています。多くの自治体が予定採用人数を確保するのに苦戦しており、大和町も同様であると考えております。そのことから、各自治体では様々な採用試験を実施し、その対策をしております。

以下、大和町職員の採用試験について、町長の考えを伺います。

要旨1、採用試験の全てで学科試験を実施しているか。

2 要旨目、学科試験を民間企業の採用している適性検査にしてはどうか。

3 要旨目、一般試験と併用し、自己推薦や学校推薦を取り入れてはどうか。

以上になります。

議長（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

それでは続きまして、「職員の採用試験について」のご質問にお答えをいたします。

高い資質や能力を持つ職員の確保は、本町に限らず全国の地方自治体、国家公務員、民間企業においても同様と考えられます。

このような中、宮城県の採用試験では、大卒の採用予定者数に対する受験者数の競争倍率は過去最低の3.2倍であったと報道されております。このことから、新卒者の就職に当たり、公務員離れが年々進んでいる状況にあり、どの自治体でも新たな試験方法を取り入れていくことが求められております。

本町でも、8月に社会人経験者を採用しておりますが、他の自治体でも即戦力となる実務経験者の採用募集も増えてきております。その中には、他の地方公共団体や国の正規職員での勤務を条件としているところも増えてきております。

それでは、1要旨目の採用試験での学科試験の実施状況につきましてお答えをいたします。

現在、採用試験の一次試験では、宮城県町村会が取りまとめて実施をする統一試験での実施としており、その試験内容は「社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能について5肢択一式」の教養試験と「職業生活への適応性等についての検査」の職場適応性検査を行っております。

この一次試験で一定の点数を取得した者を合格者とし、二次試験で面接を行い、最終合格者を決定しております。

次に、2要旨目の「学科試験を民間企業の採用している適性検査にしては」との質問にお答えをいたします。

本町での採用試験の計画では、年度当初に翌年度の体制の見込みを立て採用人数を想定をし、大学卒・短大卒を対象とした上級中級試験につきましては4月下旬に募集を開始し、9月上旬に最終合格を、高校生を対象とした初級試験では7月上旬に募集開始、11月中旬に最終合格者を発表しております。

これらの試験で予定採用者を確保できない場合は、追加で試験を行い、近年では毎年のように町単独での試験を実施している状況であります。

本年度も現在追加募集を予定しておりますが、今回は社会人経験者を対象としておりますことから、特別な対策等が必要な試験ではなく、公的部門の職務遂行に必要な能力を検証するための「職務能力試験」と性格特性を把握するための「職務適応検査」を予定しております。さらには受験者の確保という側面から、来年度以降は全国各地の指定場所で受験可能なテストセンター方式での試験実施も視野に入れて検討し

てまいります。

次に、3要旨目の「一般試験と併用し、自己推薦や学校推薦を取り入れては」の質問にお答えをいたします。

募集をしております職務の中で行政につきましては一定数の応募があり、競争原理が働く中での選考ができているという状況にあります。土木職等の専門職は毎年募集をしても応募がなかなかないという状況が続いておりました。

将来、専門職を確保していくためにはこれまでの試験のやり方だけでは厳しい状況になると思われまことに、新たな取組をしていかなければならないと感じております。

推薦による場合でも、自己推薦は本人の真意性等をどう判断するかなど難しい部分がありますので、学校推薦という方法で専門職の確保につなげることも検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

平渡 亮君。

4 番 (平渡 亮君)

それでは深掘りをさせていただきまして再質問させていただきます。

1要旨目の採用試験についてでございますが、本町は町村統一試験というものを採用していると聞きました。教養で大体もうレベル的に自分がちょっと調べたところによると3段階あるとございますが、大和町のレベルはどのぐらいのレベルか教えていただいてよろしいですか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

中程度のレベルであるという認識であります。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

大体高卒レベルという形で中レベルというようなことだと考えます。

それでは2要旨目に絡みますので2要旨目のほうに移らせていただきながら質問をさせていただきます。まず学力というものは、以前私も議会のほうで発言させていただきましたが、もう知識レベルというか、知識だけではなくて総合的に今学力という形で判断をされる時代になっております。いろんな意味で能力とあるんですけども、その中で学科試験において知識というものに関しましては、やはりもうどこの自治体も民間の会社のほうでSPIであったりSPI3であったりスコアであったり、そういうような形で学力と一緒に適性を見るような形のところに採用試験の学科というものをシフトしているやに聞いております。宮城県でも塩竈、白石、角田、気仙沼等々でやっていると思うんですが、そのときに、民間企業を志している学生も同時にそれが受けれるようになるんですね。つまり、民間企業ですと、大体その民間の適性検査のみなので、学科試験というのはほぼないんですね。代わりに公務員というのはやっぱり意識高く、やっぱり市民・町民のために働きたいという方々でありますのでしっかりとした学力というのが必要で、その取組が必要で、もう民間に受ける子は言わばもう最初から公務員を諦めている形で就職活動になると思います。

今回に当たりまして2大学のほうの就職課と、あと4校の高校の就職担当の教員と、あと大手の公務員養成予備校にリサーチをかけさせていただきまして、全て把握をさせていただいたんですけども、やはりその部分がやっぱり受験者数を下げているということ。高校のほうでも公務員はいっぱい勉強しなきゃいけないからともともと能力があるのにもかかわらず諦めているような子がいるんですね。その子たちのために学科試験というような言葉をやっぱり適性検査というような形で、この今の適性検査でその学力の判断ができると思うんですが、ちょっとそういう広く取るという考えはないのか。それとも、今公務員、特に大和町の職員に求めるこういう子になってもらいたいという町長の像とかイメージとか、こういう子が欲しいというのあれば教えてください。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは平渡議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まずは、これまでどちらかという町村会の統一の試験に力を入れていた部分というのが一つあるのが、やっぱり今比較的皆さん民間企業の採用が非常に活発であります。福利厚生条件含めて非常にいい条件がある中、加えて公務員の中でもいろんな自治体と併願する方が非常に増えている中、統一式の試験となるところある意味決め打ちで本町に本当に受けていただけるのか、本当に入所を目指される方が受けていただけるという意味での安心感が多分あったんだろうなというふうにちょっと思うところであります。ただ、議員おっしゃるとおり、時代的にはそういう時代ではなくなりつつあるのかなというふうな思いがある中で、民間企業と同じような形で職場の体験みたいなインターンシップ的なやり方等もこれから検討していかなければなかなか入庁後の職務ギャップ、これの解消にはつながらないのではないかとということも危惧しているところであります。

そういう意味で様々な方法をこれから検討していかなきゃないなという中で、まさに1月から社会人経験枠で初めて職務遂行試験という新しいものを取り入れての募集を先月末にさせていただいたところであります。

加えて今後の求められる職員像というところでお答えをさせていただくと、もちろん公平性はこれはもう当然の話であります。役場ほど情報が集まる機関は私はないと思うんですね。という中、様々な会社さん等々、または研究部門、官学課の連携をしてある意味大きな構想を描いているんなところをつなげていくようなやっぱり広い視野を持った子にぜひ入っていただきながら、ある意味若手だからこそ制約されないいろんな発想力、そういった提案力を持った方にぜひ入庁していただきたいというのが思いであって、確実に公平に仕事をしていただける能力に加えてやっぱり前例にとられない広いイメージ力を持ったそういった職員の方に来ていただけることを私としては望んでおります。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

やはりそのような公平で幅広い視野であったり、イニシアティブが取れるような子が来てくれると本当に役場としても助かるというか、町民の皆さんのための行政サービスに生きていくと思いますし、逆にやっぱり今回ご答弁いただいた中の社会人の試験のやり方に関しましてはもう大賛成でございます。やっぱり私もちょっと40代ぐらいから転職を考えたり、あとは関東であったり関西のほうから里帰りというか親の高齢化によって同居を考えたときに、やはり職業で悩まれる。仙台の場合、大手の企業があるかと思えばさほどやっぱり東京や関西にあるほどの待遇なりがやっぱり受けられないということで、やはり自分の地域なり地元ふるさとに根差すという方々もこれから移住定住も含めた上でそういうのがあると思うんですね。そういうときやっぱりみんな公務員は学科試験があるので避けるんです。やっぱり。民間の人、勉強する時間がなくて転職で公務員ってなかなか難しいんですね。そのときに、このような採用の仕方は今どちらかというところと広がり方の人的な配置というか、若者が多くて中が細くてというのであれば、ぜひ30代、40代のほうでそういう方がいれば必ず力になると思いますので、そういう採用は進めていただけたらなと思っております。

続いて3要旨目に移らせていただきますが、その中でご答弁でもございましたが、土木系に関しましては非常に募集をしても来ないということで、これは宮城県の土木事務所の方に聞いたんですが、宮城県ですら来ないということでございます。なかなか募集しても集まらないということで、例えば令和6年のこれはちょっと県外になりますが、姫路市であったりあとは横須賀市であったり、こういうところは大学と連携をして大学のほうから土木系の大学の子であったり、または高校、高専であったり、そういうところとつながってそこからこの子が希望していますよという形の推薦をいただいて、そして面接をして、そこは学科なしですね。面接をして採用というやり方をしているところがどんどん今増えている状況になります。

本町としても、自己推薦に関しましてはなかなか正直判断が難しいところがあると思いますが、一部行政職のほうでもパフォーマンス入試の中で別枠として一定数取ったりもしているんですけども、そういう柔軟的な採用も含めて今回は学校推薦型の土木であったり、ちょっとスペシャリスト養成かどうかそういうやり方をするかどうか分かりませんが、会計の簿記2級を持って特化した子とかあったりとか、そういうようなことの資格を持った子の学科試験免除の面接というのもこれからやっぱり本町としても取りに行かなきゃいけないと思うんですよ。待っていてもやっぱりもう来ないので、大学にどんどん連携を求めていってこういう子を本町は欲していますというようにことをやっていくべきだと思うんですが、町長、お考えをよろしくお願いま

す。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは平渡議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず社会人枠の採用のお話でありました。行政職並びに土木職、加えて社会労務士の方を募集させていただくわけですが、本当に議員おっしゃるとおり、実は年末年始でふるさと帰省される方もいらっしゃる中、改めて本当に親御さん等の体調の具合等でUターンされたいような方々により応募していただければなという思いもあって、このタイミングで実は募集もさせていただきながら、年明けに試験を準備をしておるところでありますので、本当に多くの方にぜひ受けていただける、受験いただければというふうな思いしております。

加えて、確かに特に専門職の採用に当たってはおっしゃるとおり学校推薦、これも一つの考え方であるなというふうな思いもある中で、一つの課題として考えておる部分が、私も昨年就任させていただいた後からなおさらなんですけれども、提携をした場合に毎年例えば土木職の方を1人ずつ採用できるかというとなかなかそこも難しいのが一地方自治体では難しいところがあるものですから、ある意味広域的な団体で今年は例えば富谷で取るから、次はどこで取るからみたいな地方自治体側も広域的な環境をつくりながら、もちろん学校側にいろんな形でアプローチしていくことが大事だろうなというふうな思いしております。もちろん毎年民間企業のようにこの学部、この学科から最低1人はみたいな環境にはなかなかならないという部分が課題であるのかなとそんな思いで考えてございます。

以上であります。

議 長 （今野善行君）
平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

今の町長のご答弁に対しまして、まず採用するに当たったときに募集をしなきゃいけない話なので、今年はこの子が欲しいのでくださいというような形のやり方であ

ったりそれはもう柔軟に対応してよろしいかと思えます。まずそれをやるかどうかということがまずスタートでございますし、人材が不足するのはもう分かり切っていることなので、ちょっと取り越し苦労になるのかもしれませんが、ただ、その地方公務員法の13条でもあり平等性というのが一番大事でございますので、そこを配慮してどんどん優秀な職員の方を採用していただければと思います。

それでは、第3件目に移らせていただきます。

議 長 （今野善行君）

平渡議員、ここで暫時休憩したいと思いますので、よろしく申し上げます。

暫時休憩します。再開は11時15分といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時13分 再開

議 長 （今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

それではしっかりとリフレッシュさせていただきましたので、3件目のほうに移らせていただきます。

各種証明書手数料の見直しについてです。

多くの自治体では、デジタル社会推進の観点からコンビニエンスストアなどマイナンバーカードによるオンライン申請の証明書発行手数料と役場窓口での証明書発行手数料の差別化をしております。大和町も2024年2月から導入し、同一料金で行政サービスを実施している状況です。今後、本町も他自治体にならない、受益者負担の適正化の観点からも手数料の見直しや調整をする必要があると考えますが、町長の考えを伺います。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは「各種証明書手数料の見直しについて」のご質問にお答えをいたします。

本町での戸籍、住民票、戸籍の附票、印鑑登録証明書の各種証明書の交付状況につきましては、令和2年度以降年間約3万3,000件前後で推移しております。令和2年2月からは、住民サービス向上を目的としてコンビニエンスストア等においてマイナンバーカードを利用した各種証明書を交付するコンビニ交付サービスを開始しております。コンビニ交付参加団体数は、全国では令和6年9月1日現在1,291市町村、参加率74%、宮城県内においても25市町村、参加率71%となっており、取扱件数も増加傾向となっております。

本町でのコンビニ交付件数の推移を見ますと、令和2年度が962件でありましたが、その後年々増加傾向にありまして、令和5年度では4,961件と約5倍の増加となっております。また、交付件数全体のうちコンビニ交付件数の割合は、令和2年度が2.7%でありましたが、令和5年度では15.3%と約5倍の増加となっております。マイナンバーカード交付率も順調に推移しており、コンビニ交付サービスに対して一定の理解を得られていると認識しているところであります。

宮城県内でのコンビニ交付参加25市町村での窓口手数料とコンビニ手数料の差別化を実施している市町村は7市町28%であり、令和5年度コンビニ交付アンケート集計結果によりますと全国では約4割となっており、コンビニ手数料を減額している市町村のほうが減額していない市町村より1.4から2倍程度利用割合が高い傾向が見られております。

一方、コンビニ交付サービスに係る経費としましては、令和2年度2月の導入経費としてシステム構築業務費用約4,700万円、年間のランニングコストとしてコンビニ交付システム保守料、地方公共団体システム機構運営負担金、証明書交付に係る委託手数料があり、年額約650万円を支出しているところであります。コンビニ交付サービスの証明書交付手数料収入の年間約110万円に対し、約6倍のランニングコストの負担を伴っているというのが現状であります。

住民票の手数料に関しましては、令和2年2月からのコンビニ交付サービスを開始した以前の昭和60年に改定して以来、その間手数料を見直しを検討した経緯がございますが、約40年間据置きと置いている状況であります。ご質問の手数料の差別化につきまして、今後、コンビニ交付サービスの利便性の周知啓発を引き続き行い、マイナンバーカードの普及促進、コンビニ交付サービスの利用率の向上、窓口混雑解消を図

るとともに、手数料の差別化を含めた見直しを検討してまいりたいと考えております。
以上であります。

議 長 (今野善行君)
平渡 亮君。

4 番 (平渡 亮君)

それでは、各種証明書の見直しについて再質問をさせていただきます。

今回に関しましては、マルチコピー機によりコンビニエンスストアで発行されるというものに関する証明書の差別化、見直しというふうに考えていただければと思います。

まずこのコンビニで住民票をとということで、2018年の3月議会で先輩議員のほうが一般質問しましてそこから4年後のほうの導入という形になります。そのときの答弁を見させていただくと、コストがかかるというようなことでの断念だったと思われま。4,700万円をかけて年間630万円ランニングコストを計上し、手数料が117円かかりますということでコンビニで交付するということはこれはもう住民サービス、行政サービスの充実、ただそれでしかならないと思います。ただそう考えたときに、年間3万3,000件の発行のうち4,900件、5,000件っていないことに関しまして、町長、現状把握としてのご意見をいただければと思います。

議 長 (今野善行君)
町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私はもっと増えていただければという思いで、どちらかというところに伴って手空きになった職員がもっと住民の皆さんとフェイストゥフェイスでお話をするような、そのような場に、より多くの時間を割いていただけるような環境になればと思いますので、より多くの方にコンビニ交付も広められればとそんな思いであります。

議 長 (今野善行君)
平渡 亮君。

4 番 (平渡 亮君)

それでは、やっぱりそのような形であると思うんですね。やはりただ窓口としても、今窓口に来た若い方にコンビニマルチコピー機でも発行できますよというような話をしたとしても、結局200円というのは変わらないわけではないですか。銀行に行くと、窓口に行くとは窓口手数料よりもキャッシュディスプレイのほうがお安いのでどちらですかという進め方もできるわけですね。となったときに、今窓口のほうでこれ大変な町長がフェイストゥフェイスでやって丁寧に対応されていると思います。職員の方。そのときに、来られた方にマルチコピー機いいですよと言うのはなかなかやっぱり言いづらいものがあるのかなと私は思います。であったときに、今回なぜこういう質問をさせていただくかという、これはもう差別化をしたほうがいいんじゃないかと僕の考えなんです。ただ、他の全国の自治体、いろいろ調べさせていただくと大体値上げパターンが多いです。要するに、200円から300円に窓口を上げるパターンがやっぱり多いです。南三陸町は150円に下げるとか、あとは東京都とか、もう全部一律100円にしちゃえというような、ある程度の財源なりそういうもう思い切りやることはあると思うんですが、ただランニングコストで年間630万円以上かかっているのに対してそして117円の手数料がかかる。これ以上のやはり値引きはこれ行政サービスといえどもちょっと行き過ぎているところがありますし、受益者負担の原則から見てもこれは不平等かと思われま。と考えたときに、やっぱりこれから4月スタートに向けてちょっと調べたところの自治体によりますと、こういうやり方をします。調整というやり方ですね。住民票とあとは印鑑登録証明書などを窓口を300円で、マルチコピー機を200円据置き、そして戸籍謄本・抄本を窓口では450円そのまま、マルチコピー機のほうの込みの350円という調整というんですね。やはり町民の方々に値上げという形になると、これ40年間動かなかったものを動かすというのは本当に大変なことだと思いますが、ただ情報化の流れ、またはマイナンバーカードの普及を考えた上で、我々として最初の私の挨拶長いなこいつと思ったかもしれませんが、これはやっぱり大きなものを、変化をやはりもたらすときにはある程度の覚悟であったり説明であったり、苦勞であったりこれはやはり必要不可欠だと思います。ので、町長として、そういう価格を変化させるという取組についてのご意向をお願いいたします。

議長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず自治体で定められる住民票、印鑑証明書並びに税証明と戸籍抄本・謄本に関しては基本的には国が定めている料金の450円、窓口発行、これを基本としなきゃいけない部分と分けて考える必要があるだろうなというふうなことをまずお伝えをさせていただきながら、加えて財源が確保ができるのであれば、DXが叫ばれる中、証明書の発行業務という意味ではより効率的に行う方向に誘導することは必要であろうというふうに私も考えておりますし、なかなか40年間ずっと据え置いていたものをどう動かしていくのかという部分はいろんな様々な検討をしていかないといけない状況だと思えますが、差別化も一つの考え方であろうというふうに思いますので、その点も踏まえ、これから検討してまいりたいなという状況でございます。ぜひよろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）

平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

この富谷市、黒川地域ではもう全て同一の料金設定になっております。富谷市が300円と住民票のほうが高いだけであって、ただ差別化はされておられません。大衡、大郷も含めても大体同じでございます。利府も同一料金です。ただここで我々も含めて町民がどのような感覚であるかというふうなものを考えたときに、マイナンバーカードの普及に関しましてもやっぱりお金をかけて情宣なり普及活動しているわけではないですか。マイナンバーカードが必要な環境を与えることも大切だと思うんですね。例えば、マイナンバーカードがあれば住民票、印鑑登録証であったりそういうものがコンビニで手に入るんだというようなことが分かれば、やっぱり人間心情的にもやっぱり必要なんだな、やっぱり必要と思えないとわざわざ手続も含めて、今マイナポイントも含めた上でなかなかもうなくなったときに、次の手はやはりご高齢の方々が今大体79%ぐらいマイナンバーカードの普及が本町の場合は進んでいると思いますが、8割近づいてくると思うんですけれども、そのとき残りの20%ってやっぱり高齢者でなかなかできなかった人。ただ高齢者となると、今後やはり相続の問題であ

ったりいろんなところで印鑑証明なり証明が必要になってくる。ただ自分で行けないとなったときに、そこのお子様であったりお孫様が入るか分かりませんが、マイナンバーカードを作ってそれでそういうコンビニとかでの発行というような形になるとまたその普及にもつながると思うんですね。今回のものは差別化とともにマイナンバーカードの普及もこれは入っています。もうこれは国で決めていれば今度健康保険のひもづけとかいろいろな様々な問題がありますが、これは国の方向性なので本町としてもやらなきゃいけないというふうになっておりますので、そういう意味も含めた上でやはり検討をしっかりとさせていただきたいのと、町長のほうでDXというようなことで転換が来年、再来年ですか、になると思うので、そのタイミングを見計らって、僕はそのタイミングしかないかなと思っているんですね。導入のときに議論があっできなかった。次のタイミングってどこかなと言ったらそこなのかなと勝手に思っているところですが、この3件目、総合的に見て町長のお考えをお聞かせください。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの平渡議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まさに今日付でマイナンバーカードの普及に伴い健康保険証の新規発行が止まった形になります。これも一つの機であろうと思いますし、様々な形でいろんな手続が漏れなく早期に行えるという意味ではこのデジタル化の流れ、これを利用しないわけにはいかないだろうという観点ももちろんありますので、そういった意味でひとつ証明書発行等々がそういった加速させるような策になり得る話でもあろうなというふうな思いもありますし、それを誘導するための一つの策として料金的な差別化、これも一つの考え方であろうというふうに思いますので、どちらを上げるのか下げるのか、その点も踏まえ検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

議 長 （今野善行君）

平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

しっかりと議論、または検討していただいて決めていただければと思います。これ検討していただく、そしてそれを実現に向けてやっぱりいろんな職員の方々が意見交換してやっていくことが大事で、あとは最後にしっかりと変化をもたらすということが私は大切かと思えます。検討で終わらずにしっかりと実を結ぶというか形をつくっていくことが大切だと思いますし、以前の町長が静の町長だとしたら俊彦町長は動の町長でございますのでどんどんチャレンジしていただいて、ただチャレンジするときには職員の方々のご意見にしっかりと耳を傾けて進んでいただければ町はよい方向に行くのではないかなと思っております。

以上3件、私のほうで質問させていただきました。

議長（今野善行君）

以上で、平渡 亮君の一般質問を終わります。

続いて、2番佐野瑠津さん。

2番（佐野瑠津君）

それでは、通告書に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

1件目、LGBT理解増進法における性教育について。

9月議会でも同じ質問を取り上げましたが、子育て世代からの心配な声、そして私自身も1人の母としてこの件につきましては大変危機感を覚えております。今回新しく教育長がご就任されたことにより、再度LGBT理解増進法における大和町の教育方針についてお尋ねいたします。

昨年国会で可決したLGBT理解増進法、先立って導入した諸外国では子供たちの身に取り返しのつかない事態が起こっている事例も少なくありません。そうした中、大和町の未来を担う子供たちに何を教えていくのかを真剣に考えることが求められております。

1要旨目、LGBTに関する法律整備を行った諸外国の現状をどのように捉えているのか。

2要旨目、本年度から教科書に「4つの性」「ジェンダーの多様性」などの記載が加わりましたが、各学校での指導方法は統一されているのでしょうか。

3要旨目、子供の性被害件数が全国的に高止まりしております。大和町でも不審者等の情報を聞きますが、学校側としての対策をお伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

それでは、佐野瑠津議員の「LGBT理解増進法における性教育について」のご質問にお答えいたします。

初めに、1 要旨目の「LGBTに関する法律整備を行った諸外国の現状をどのように捉えているか」についてお答えいたします。

LGBTに関する法整備につきましては、国や地域によって進展度合いが異なるようございますが、欧米諸国では多くの国が同性婚を認める法律を整備する等LGBTの権利を広範に保障しております。一方で、アフリカや中東の一部の国々ではLGBTの方々に対する法的抑圧が続いているところが多く、社会的な需要も遅れているなど様々な状況があるようです。

しかし、法整備等が進んでいる国々においても、依然としてLGBTの方々直面する課題は多く存在しており、様々な事件や問題等が生じていることも承知しているところでございます。

次に、2 要旨目の「本年度から教科書に「4つの性」「ジェンダーの多様性」の記載が加わったが、各学校での指導方法は統一されているのか」についてお答えいたします。

令和6年度すなわち今年度から使用されております小学校の教科書では、性の多様性について記述している教科書が増え、本町の小学3・4年生が使用している体育科の保健の教科書でも「性と自分らしさ」というタイトルで「4つの性」が示されております。また、中学校におきましても、保健体育の教科書で章末の資料として性の多様性について説明が加えられております。

指導方法につきましては、本町独自に統一しているものではなく、各学校においてこれらの教科書により学習指導要領に示されております目標や内容等を基に指導計画を作成し、学習活動を行っていただいているところでございます。

次に、3 要旨目の「子供の性被害件数が全国的に高止まりしている。大和町でも不審者等の情報を聞くが、学校側としての対策は」についてお答えいたします。

各学校では、児童生徒の安全で安心な学習環境を醸成するために地域の特性や児童生徒の実態に応じた教育計画や危機管理マニュアル等を作成しており、それぞれに基づき年間を通して指導や訓練を実施しております。

また、地域見守り隊や「こども100番の家」など関係機関と連携した防犯体制の構築にも取り組んでおり、不審者等の事案が発生した場合には、警察等関係機関への連絡はもちろんでありますが、場合によっては教職員の巡回や保護者への協力要請などの対応を行っているところです。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

佐野瑠津さん。

2番（佐野瑠津君）

それでは、再質問に移らせていただきます。

まず初めに誤解のないようにさせていただきたいんですが、私は決して差別するつもりはございません。そして、私自身も海外に友人がたくさんおりまして、当事者であられる友人もおられますので理解を示しているスタンスでございます。しかし、教育現場において今後これがどうなっていくのかということに対して問題意識を持っているという理解でしていただけたらと思います。

それでは1要旨目の再質問なんですけれども、先ほど教育長のご答弁で、事件等、また問題等が生じていることを承知しているというご答弁をいただきましたが、具体的にどのような事件や問題が生じているのかをお教えてください。

議長（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教育長（八巻利栄子君）

それでは、ただいまの佐野議員の質問にお答えいたします。

私もLGBT法に基づいて世界の各国でどのような問題が起こっているのかというところについて少し調べさせていただきました。今し方申し上げたとおりアフリカや中東でということですが、一例といたしまして、アフリカのウガンダにおいては2023年、昨年ですかね、性的少数者LGBTQを厳格な取締りを対象とする法律が成立したという事案がございました。世界で最も厳しい反LGBTQ法の一つだということで、背景には様々なことがあったものと推察するところです。また同様に、昨年2023年2月にはイスラム教に基づくものとして、エジプトで同性愛者ら、性的少数者は差

別や迫害の対象であるということで、当事者の声が様々報道されていたことも伺いました。エジプトではなかなかカミングアウトをするのが難しいというところで、女性の同性愛者や男性の同性愛者であってもなかなか職場や学校等で声を大にして言える環境ではないというところについても伺っております。また、中東の一つの国イラクでは、これは2024年ですから今年のことですが、同性愛の関係をを持ったものを禁固刑とする法律を可決するなどのことがあったように伺っております。

なかなか一筋縄でいかない問題ということで捉えております。よろしく申し上げます。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

今ほかの国ではいろんな同性愛の結婚ですとか反LGBT法も可決されていることとか今伺いました。しかし教育長、教育現場で何が起きているかをご存じでしょうか。

議 長 （今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

ただいまの質問にお答えいたします。

教育現場限定といいますと子供に関わることかと思いますが、具体的な話として資料を持っておりませんが、私もニュース等では様々聞きかじる部分もございます。子供がそのようなことに関して同級生からの被害を受けたりとか、いじめ等に遭ったりということもあるように聞いております。また、そのことにより犯罪に巻き込まれたりとかそのような事案があったということも数々のニュースで耳にしているところでございます。

以上です。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 (佐野瑠津君)

今教育長からニュース等で情報は聞いていると。しかしそれはいじめなどの情報を聞いているということでございました。今は海外に住んでいらっしゃるLGBTの理解増進法がまずどこから来たのかということをもっと私たちは知らなければいけないと思います。9月議会でも取り上げさせていただいたんですけども、この反LGBT法自体がそもそも元在日大使が私たちの元総理大臣に対してこのLGBT理解増進法を取り上げましょうと強く進めたということが分かっております。そうした背景から海外から来たものであるということがまず第一前提でございます。その海外で何が起きているのか、特に教育長には教育現場で子供たち、若者たちにこのLGBT理解増進法を教育現場で取り入れたことによって結果何が起きているのかをぜひ知っていただいて、そしてその結果今子供たち、若者たちがどれだけ海外で苦しんでいるのかということもぜひ知っていただきたいですね。いろんな海外に住んでいらっしゃる方も今書籍を発表されておりまして、この反LGBT理解増進法における日本にも来るよという警告を鳴らしていらっしゃる方がたくさんおられる状況でございます。なので、このLGBT理解増進法におけるこの問題を先ほど教育長もおっしゃいましたが一筋縄ではいかないのではないかとおっしゃってございました。そのことを踏まえた上で、次の2要旨目の質問に移らせていただきたいと思います。

2要旨目ですけども、本町独自に統一してはしないと。教育指導においては今回「4つの性」「ジェンダーの多様性」が入ってきたことによりまして、本町では統一していないというご答弁でございました。しかし、各学校によって情報量、また担任の先生、また学年主任の個々の理解によって差が出るという理解でいいのでしょうか。お伺いいたします。

議 長 (今野善行君)

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 (八巻利栄子君)

ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたが、本年度の教科書、小学校は改訂されまして、小学校の教科書、中学校もそうですが、教科書が改訂されますと年間指導計画を各学校で作成いたします。それはもちろん学習指導要領に基づくものですが、児童生徒の実態ですと

か、それから発達段階を踏まえたものとして計画をつくるものですので、個々のというよりはその計画に基づいて指導するということになるかと思います。

ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

個々によるものではないと、学習指導要領に沿ったものであるというのは十分理解してはいるんですけども、そもそもこのLGBT理解増進法に基づいたこのジェンダーの多様性というものが教科書にたくさん記載されてきている現状があります。埼玉県ですと、特に教育委員会がここに力を入れておりまして独自のカリキュラムをつくったりですとか、または岡山県の倉敷市でも独自の教育委員会がカリキュラムをつくって特に4つの性に力を入れて子供たちに教えていたりですとか、そういう現状があるわけです。日本全国でもそのように各自治体によって差が出てきてしまっている状況なんですね。なので、やはりこの性というもの、このLGBT理解増進に基づくこの性教育ということは、国語や社会、理科を教えるのとは全く違うものであると私は認識しております。国語や社会、理科には全く違うもの、性というものは私たちの生き方ですね。私たちの人生そのもの、心の在り方そのものに影響するものでありますから、やはりその共通認識、それは先ほどの1要旨目にも質問しましたが、海外、どこから来たのか、まず海外から来ている。そしてその海外では教育現場で何が起きているのか。それを十分知った上での教育を考えていかなければ、今アメリカで起きている子供たち、若者たちの取り返しのつかない事態。体が性転換手術によって変えてしまった。そしてLGBT理解増進法における学校現場での担任の先生によるその教育推進により子供たちが性の混乱を起きている。そしてまた、最近でも私の友人がアメリカに行きましたら、近くにいるアメリカ人の若い人たちがこういうお話をしているそうです。「あなたの自分の性は選んだ」「どう、決めたの」というふうに、性自認がもうブームになってしまっている状況なんですね。これはかなり深刻なものであると私は捉えております。なので教育長にはぜひ学校で教えるというところにおいては各学校に学習指導要領に沿ってというところは理解はしますけれども、しかしながら教育長としてこの本町の子供たちや若者たちを人生を守っていく、その責任があるものとしては、海外で何が起きているのか。子供たち、若者たちがどんなことを直

面してこの教えが入ってきているのか。そのことをちゃんと踏まえた上で情報共有をしていただきたいと要望いたします。ぜひ、本町の各学校、また校長先生に海外で起きている事例ですとかこういうリスクもあるよと、こういうことも起きている。なので慎重に扱っていきましょうねなどそういうふうな共通認識をちゃんと計画的に持つべきだと考えますが、教育長の所見をお伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

では佐野議員の質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり様々な問題が起きているところで、日本国内におきましてはまだまだ始まったばかりというところもございます。子供たちの、私たちにとっては一番大切なのは安全・安心な学校生活であるというふうに認識しております。それは今お話のあったもちろん性教育の点もそうですが、違うことによって生じるいじめや心を病んで自殺したりする子供が本町においては出ないということが一番大事ではないかというふうに思っております。もちろん性教育の問題もそうですが、今回私も掲載されている小学校と中学校の教科書を拝見させていただきました。まだ性教育というよりは多様性、LGBTに関することに触れるという段階の内容であったように認識しております。なお、まだ今申し上げたとおり日本では始まったばかりのところもございますが、次にはこうなるという危険性については、佐野議員のお話で十分伝わりましたので、私といたしましてもさらに勉強を深めて校長会等で様々な情報を共有しつつ、学校現場で大きな被害が出ないように、それからよりよい学校生活が送れますよう話をしてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

教育長のお言葉から、ぜひほかの学校の校長先生とも共有していただいて教育委員会でもよく慎重に吟味していただいた上で、大和町としてはどこに価値を置いてどこ

に重きを置いていくのか、もちろん指導要領には入っていますけれども、その中においても本町として取り組める最大限の可能性というものはあるはずですから、そこをよく吟味していただいた上で取り扱っていただきたいとお願い申し上げます。

そして、先ほどのことにちょっと付け加えさせていただきますけれども、日本でも実はもうどんどん起きているんですね。これは海外のことだけではありません。日本でも大阪で女性のトイレに性自認は生まれつきは男性なんですが、性自認は女性だという方が女性トイレに入ってきたという事件がありました。また大阪の銭湯でも同じように性自認が女性だという、生まれつきは男性の方が銭湯に入ってきたり、また宮城県でもございました。宮城県でも同じ事件があります。こうしたことを考えた場合、一番教育長として思っていたきたいのは子供たちです。そして若者たちです。その場所にいる子供たち、若者たちがどのような心の状態を得ていくのかということをやはり教育長としてしっかりと考えていっていただきたい。そして日本で始まったばかりということでしたが、だとしたらなおさら、もう先をいつている海外の事例をちゃんと見ていただいて、子供たち、若者たちの安全をしっかりと考えていただきたいとお願いいたします。

それでは3要旨目の性被害件数に移らせていただきます。

議長（今野善行君）

佐野議員さん、ちょっと時間が中途半端になりますので、ここで休憩したいと思います。よろしくお願いします。

それでは暫時休憩します。再開は午後1時からとします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

佐野瑠津さん。

2番（佐野瑠津君）

それでは午前中に引き続きまして質問1件目の3要旨目に関する再質問に移らせ

ていただきます。

3 要旨目ですけれども、子供の性被害件数について学校側の対策を聞いておりました。教育長のご答弁では地域見守り隊、また警察、保護者等への協力要請を行っているということでございました。その中に危機管理マニュアルという言葉が出てきたんですけれども、その危機管理マニュアルに従って年間を通して指導や訓練をしていると。それをちょっと具体的にお伺いしたいんですけれども、どんなことをしているのかお伺いいたします。

議 長 (今野善行君)

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 (八巻利栄子君)

ただいまの質問にお答えいたします。

危機管理マニュアルというものは各学校にございまして、従前ですと災害、地震や風水害等災害に関するものはもとより、近年ですとミサイルが発された場合の対応も付け加わりましたし、また今回の不審者対応マニュアルというのもその中にございます。それに基づきまして、各学校で不審者にあつた場合ですとかの対応について定めております。また、不審者が校内に侵入した場合の動きなどについてもあるものです。それに従いまして、不審者対応訓練という避難訓練ではありませんが、不審者が侵入した等の訓練も学校で行っているというものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長 (今野善行君)

佐野瑠津さん。

2 番 (佐野瑠津君)

先ほど災害ですとか地震、それに付け加えて不審者対応ということもしているということでしたが、学校にもし不審者が侵入してきた場合の対応マニュアルがあるというふうな認識で今受け取らせていただきました。となりますと、では生徒さんへの指導といいますか、具体的な生徒さんへの何か知識、予備知識ですとかは行っているのかお伺いいたします。

議 長 (今野善行君)

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 (八巻利栄子君)

ただいまの質問にお答えいたします。

学校側での訓練ということで今申し上げました。子供たちにとっては今年度も何人か声かけ事案等もございましたので、そういう事案が発生した場合等において、声をかけられたときの対応等については生徒のほう、子供たちにどのようにしたらよいかというところを話をしているところでございますし、本町だけでなく様々な場所で同様の件が起きた場合についても朝の会や帰りの会、また学級活動等で取り上げ、その際どのようなことをしたらよいかということについても話をさせていただいているものと思います。

以上です。

議 長 (今野善行君)

佐野瑠津さん。

2 番 (佐野瑠津君)

実際に大和町でも実際にそのような事案があったということを私もお伺いしておりました。警視庁のデータによりますと子供の性被害が本当男女問わず過去10年間毎年2,000件を超えている状況でございます。保護者の方々には本当にそのことに対して心配の声、不安な声も上がっている状況でございます。そしてまた、最近オーストラリアでは16歳未満のSNS利用が法的に禁止されることになりましたし、やはりこのスマートフォンの普及によってSNSによる被害というものが、この子供たちの性被害には大きな要となっているのではないかと認識している状況でございます。

そうした中で、大和町独自のやはりこの性に関する外部から講師を呼ぶですとか、子供たちに予備知識、今もう小学校の3年生、4年生でもスマートフォンを持っている時代ですし、本当にもう早い時代から皆さんスマートフォン、そしてまたインターネットに簡単に子供たちがアクセスできる環境となっております。

そうした中で、まずはやはり学校としても、また大和町教育委員会としても、まずその予備知識というものを無知であってはならないというか、まず例えば夜は1人で歩くことがないようにとか、帰るときは1人で歩かないようにですとか、様々な方面

から子供たちにもっと踏み込んだ教えることができると思いますが、教育長、大和町独自の外部講師を呼んで命の教育ですとか、またその学年に応じた教育、例えば1年生、3年生低学年には自分の体を大切にすること、自分の体は大事だよということを教えてあげること。ほかの人に触れられたら嫌なときはちゃんと嫌って言っているんだよとか、そういうことを教えてあげる。または高学年に関しては先ほどお伝えしましたSNSですね。スマートフォンを使っているお子さんがたくさん増えております。ですので、社会的にはいろんな方がおられて、やはり子供を狙っている方もいるんだということもやはり子供たちも知らなきゃいけない。プラス保護者の方々も外部からのそのような研修会・講演会があった場合に一緒に参加できるようなそのような取組をされてはいかがかと提案いたしますが、教育長にお伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

ではただいまの質問にお答えいたします。

スマートフォン関係の話もございましたが、まず性被害ということに関しましてはデートDV防止講座というものをやっていたりしている団体がございまして、今年度、宮床中学校で7月に中学校3年生を対象に実施したということも伺っておりますし、また私が勤務しておりました大和中学校においても、昨年度も、それから今年度も今申し上げたデートDV防止講座という形で中学校3年生を対象に実施しているところではあります。

また、スマートフォン関係につきましてもスマホをめぐるトラブルは、スマホが持てるようになってからかなりいろいろなトラブルがございます。いじめもそうですけれども、それに関しまして外部の講師の方を呼んでスマホの安全な使い方と同時にスマホの危険性というところについても、大和中学校では昨年度、保護者も対象に全校生徒を対象に行っているところです。

また、議員ご指摘のとおり発達段階に合わせた指導というのが大事ですので、今申し上げたのは中学生用ですが、小学校の低学年の子にはプライベートゾーンと呼ばれるものだと思いますが、そちらに対する指導ですとか、段階を追って指導していくことが大切と考えておりますので、なおその点につきましても学校の校長に情報を確認し、指導してまいればと思います。

以上です。

議長（今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番（佐野瑠津君）

宮床中学校、大和中学校では中学生向けのそのような外部講師を呼んでの取組をされているということで大変安心いたしました。しかしそれに加えてやはり小学校、早い段階でやはり取り組んでいくべきことだと感じております。

例えば島根県なんですけれども、島根県の教育委員会は小学校における性に関する指導というものをしっかりと具体的な方針を持っているものがございます。島根県の性に関する指導についてというものを読みますと、小学校1年生からの取組が書かれております。これは計画的に小学校6年生に至るまでの計画表が書かれてあるんですけれども、例えば1年生の時点で先ほどお伝えしました自分の体、その体のつくりについてお伝えすると。そしてその中で自分の体を大切にしようねとか、周りのお友達の体も大切にしましょう。その延長線上として、子供たち同士のトラブルを未然に防ぐためにもコミュニケーションというか、お友達が嫌と言ったらちゃんとそれも受け入れるんだよということ、それを教えたりですとか、また3年生・4年生になったら漫画とかテレビの情報における情報をちゃんと吟味していくことを教えたりですとか、また5年生・6年生ですと性被害というところ、先ほどのSNSですね、そこに触れていくとか、1年生から6年生のこの6年間でもできることはたくさんあると考えますので、ぜひ教育長に大和町に小学校1年生からの命の教育ですね、自分自身の生まれてきたことを喜ぶこと、自分がここに存在していることを大切に思える。そのような教育をしていただきたいと要望いたします。

その結果、大和町が抱えている不登校問題ですとかひきこもりの問題、またクラスの個々のクラスの中での友達同士でのトラブルが絶えないと私も聞いておりますけれども、それも根本的にはやっぱり1年生の時点で子供たちにやっぱりしっかりと教えてあげる。自分の大切さ、相手の大切さを伝えてあげることによってかなりいろんな課題が解決されていくと感じますので、ぜひ教育長にはそのことも率先して考えていていただきたいと思います。最後にこのことに関して教育長の所見を伺います。

議長（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

では考えをとということですので、申し上げたいと思います。

佐野議員からいただきましたとおり、命の教育というのが実は学校では一番大事なというふうに思っております。私も毎月行います町の教頭会議、校長会議において、一番最初に命を大切にすることを各学校の管理職のほうには10月からですけれども、毎月10月も11月も一番最初の項目として取り上げてお話をさせていただいたところですよ。

やはり中学生でも距離感、お友達とですね、難しい子がまだおりますので、議員おっしゃったとおりそれに従ってトラブルが起こってしまうということも聞いておりますし、実際経験しておりますので、距離感の問題ですとか、お友達との付き合いですとか、嫌なことはしないとか、当たり前のことだと思いますけれども、小さいときから小学校のときからそのような教育を積み重ねていくことは非常に大事なところだと思います。その上で子供たちには自分にはよいところがあるという自己肯定感を持ってもらって、自分は非常に大切な存在だということを理解してもらおうと同時に、他人も、自分も大切に他人を大切にするという気持ちを持ってもらっていければなというふうに思っております。それが命を大切にする教育につながるものだと思いますので、その点を踏まえた上で十分学校等にも話をしてみたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

教育長のお言葉を聞いて安心いたしました。ぜひ情報を共有していただいて話していただいて、大和町の子供たちやまた若者のために自分の命を大切にすることに重きを置いて教育を進めていっていただけたらと思います。

続きまして、2件目の質問に移らせていただきたいと思います。

質問2件目でございます。「建物の有効活用を」でございます。

2007年に4つの中学校が大和中学校として統合されたことにより、本町では教育ふれあいセンターとして再活用しております。

老朽化も進む中で、今後の利活用について、以下町長の所見を伺います。

1 要旨目、本町が抱えている教育ふれあいセンターの利用実績、施設設備等の老朽化の状況を伺います。

2 要旨目、維持管理等もかかる中、20年後、30年後を見据えて将来の利活用計画をどのように考えているかお伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは次に、佐野瑠津議員の「建物の有効活用を」のご質問にお答えをさせていただきます。

教育ふれあいセンターにつきましては、平成19年4月、2007年になりますかね、西暦で言いますと。このタイミングにおきまして中学校の再編統合により吉田、鶴巣、落合の旧中学校施設を同施設（教育ふれあいセンター）ということで位置づけをいたしまして、校舎を文化財の貯蔵や展示、災害用備蓄品の保管庫のほか研修室として、体育館やグラウンドを体育施設として利活用を行い、各地区の運動会の会場や各種スポーツ団体の練習、レクリエーションの場として多くの皆様からご利用をいただいております。また、校舎には児童厚生施設といたしまして児童館を配置をし、利活用を図っているものであります。

初めに、1 要旨目の「教育ふれあいセンターの利用実績、施設設備等の老朽化の状況を伺う」についてお答えをさせていただきます。

利用実績につきましては、令和5年度では全体で938回、延べ2万356人の皆様にご利用をいただいております。

また、施設設備等の老朽化の状況につきましては、各施設とも建設から30年以上が経過しており、築年数の経過に伴い設備等の老朽化が進行しておりますが、定期的なメンテナンスや必要に応じた修繕を行いながら、現在利用促進を図っているところであります。

次に、2 要旨目の「20年後、30年後を見据えて、将来の利活用計画をどのように考えているか」についてお答えをいたします。

将来的な利活用の計画につきましては、施設の維持管理や築年数の経過に伴う今後想定される大規模改修などを踏まえまして、慎重な検討を要する課題であり、現在は

各施設の今後の在り方や有効な活用方法等について、宮城県や民間事業者等の関係機関などと町の関係各課がコンタクトを取りながら、様々な方向性や可能性について調査研究を行い検討を進めているところであります。

今後は、施設の建設時に受けた補助金の返還金に対する財政負担のバランスや、施設ごとの今後の可能性を広く検討するための一つの方法といたしまして、民間事業者から意見や提案を求めるサウンディング型市場調査なども実施をしながら、地域の皆様と共に将来的な活用方法についてさらに検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

それでは、再質問に移らせていただきます。

まず最初に1要旨目についてなんですけれども、令和5年度では利用実績に関して938回、延べ2万356人ということでした。この数字に関しての率直な町長のお考えを、所感をお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それではただいまの佐野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

全体的な数字というところだけでいくとそれなりの数字が上がっているようにも見えますが、ただ実際の、特に平日の今の利用状況等々を見ると、まだまだ検討を加速化させる必要があるんじゃないかとそういうふうな認識でおります。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

この人数はもしかしたら定期的に毎週使っておられるスポーツクラブの方々ですと

か、同じ人数の方で毎週来ておられるというそこも含まれているかと思うんですけども、今町長のお言葉からも加速させていく必要があるかなということをお伺いいたしました。

この維持管理というところにちょっと行きたいと思うんですけども、教育ふれあいセンターの維持管理費をちょっと調べましたらば、令和4年度は教育ふれあいセンター維持管理費が2,634万円が実際に使った額でございました。そして去年、令和5年度は3,495万円が維持管理費として使われているという現状がございます。これは町民の皆様の貴重な税金ですとかまたいろんな財政から来たものだとは思いますが、やはり今使われている費用対効果ですとか、または今後の教育ふれあいセンターをどうしていくのかということをやはり町として、今もう加速させて検討しているということでもございました。しかし、今までもほかの先輩議員からもやはり老朽化に関しては何度も一般質問等が出てきております。そのことも踏まえて、教育長、今後どのぐらいの期間で進んでいきたいのか具体的な案といたしますか、どのぐらいの今後の方向性をこの老朽化に対しても考えていらっしゃるのか、お教えてください。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、佐野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ふれあいセンターの令和4年、令和5年の保守管理料につきましては議員のご指摘のとおりでありまして、それ以上にこれから施設の大規模改修を検討をしなければならぬ非常に大事な時期に来ております。そういった意味で本当に通常の維持管理に加え、1億超えの費用を要するような状況もある中、私的には各地域の振興の目玉になるような施設にリニューアルを是非させたいなというところも考えておる中で、大規模改修が必要なその判断をここ1年、2年、またはもっといえば3年ぐらいが限界のところでは方向性を本当に検討しなきゃいけないところだと思っておるんですが、何分学校統合から17年間引き続きずっとこう変わらない形で来ていたところもありますので、行政サイド、執行部サイドの思いのみならず地域の皆さんにも日常からお使いいただいている部分の一部制限がかかる可能性もありますので、その点はいろんな方向性をお示しをしながら地域の皆さんとの会話もそれなりの期間をきちんと用意した中で、住民懇談会等々必要な部分も出てくるであらうし、とはいってしましても時期とい

う意味では本当に長寿命化、これの判断の本当のタイミングでありますので、二、三年内でいろんな方向性を示してまいりたいなというふうに、今個人的には考えておるところであります。よろしくお願いします。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

今町長からもやはり17年間変わってこなかったというところを変えていかなければいけないということで、先ほど同僚議員からも一般質問ありましたけれども、やはり来年大和町が誕生しまして70年ということで、本当に一番タイミングがやっぱり今変わるべきときに来ているのではないかなと私も思います。そうした中で2年、3年というスパンでもやはり加速的に考えていきたいということでありましたが、やはり私も地元の方にちょっと聞いてまいりましたら、やはり皆様やっぱりこの学校というのは残してほしいということをやはり言うておられました。やはり歴史があったり自分たちが通っていた場所だと。また子供たちの声が聞こえるということが、やはりその各地区でやはりそれはおじいちゃん、おばあちゃんたち、高齢者の方にとってもすごくうれしいことなんだということをお伺いしております。

そうした中でちょっと提案なんですけれども、今回ちょっと調べておりましたら文部科学省の廃校活用事例集というものがございまして、そちらをいろいろ見ておりました。そうしましたらばいろんな面白いアイデアをされている各自治体がございました。例えばなんですけれども、秋田県の由利本荘市というところだと、使わなくなった廃校となった中学校の体育館を、その体育館を子供たちの遊び場にしているそのような自治体もございます。なので、体育館のこの天井の高さを生かした体育館の利活用をしておられる自治体もございました。9月に同僚議員からも一般質問で子供の屋内遊びについてありましたけれども、やはり子育て世代、私の周りでも子供の遊び場が欲しいという声が上がっております。皆さん大和町で遊ぶところがないということで、やはり町外に行かれるということでございます。でももし町内に遊び場があったならば、やはり親というものはやっぱり子供たちが土日暇していたら連れていきたいと思うものですから、やはりいいところがあれば町内であってもやはり遊べる場所があれば行きたいなという方の声が多く上がっております。

ですので今後、このふれあいセンターの利活用というところにおいて、先ほどお伝

えしましたその体育館を例えば子供の遊び場っていうふうな利活用をすることを検討していただいたり、または今インクルーシブ遊具というのがございまして、本町にも生活する上で助けを必要としておられるお子さんがおられたりします。そういうお子さんに、保護者の方が隣にはいるんですが、ずっとそばにいらなくてもちゃんとベルトがついていて背中にも補助があるという、いろんなお子さんが一緒に遊べる空間というものもやはり欲しいという声も実際に本町でもございます。

なので、子供の遊び場だけにかかわらず、やはり大和町ならではの、大和町に行ったらこういうのがあるよねというそのような特徴を持ったものを、今後このふれあいセンターの大規模改修を考える上で検討していただくのはどうかなというのがまず一つ提案させていただきたいこととございます。

そしてもう一つなんですけれども、令和7年度から健康ポイントが始まるということです。ご高齢者の方々にもやはり運動していただいて健康を長く保っていただきたい、それはもう私たち皆が願っていることだと思うんですが、実際問題今大和町の町内にはご高齢者の方が来てちょっと集まっておしゃべりもしながら運動できる場所というのがないのではないかと。そして、ご高齢者の方向けの簡単なストレッチができる遊具とかもございまして、そちらのものも導入したような、子供も遊べる、またご高齢者の方も運動できるような、大和町ってそういうところがあるんだという特徴を持ったものを今後この教育ふれあいセンターの大改修に伴って考えていくのはどうかと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは佐野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず廃校の利活用に関しては、私も議員時代から常に気にしておりました。まずそういう中では文科省が進めるみんなの廃校プロジェクト等によるいろんな様々な利活用の方法を研究をしましてまいりましたし、今回もいろんな方向性でいろんな形で当たらせていただいたのも事実であります。そういう中で、たまたま由利本荘での事例でありますとか屋内の遊戯施設が欲しいというお話も私も認識をしております。ただ、なかなか公設公営だけではない時代なんだろうなと思ったときに、一部民間の方の投資も募っていく、または様々な方向性を探っていくという意味で、本当に制限なく

いろいろな民間の事業者さんに教室の使い方、または体育館の利用の仕方、それぞれ旧中学校3校ある中で、何か特色をつけてこの地区には子供向けとかこの地区には高齢者向けだとか、そういった提案をいただけないものかなというの、我々の想像以上の何か使い方、または使い道があるのではないかなという思いがあって、これから年度末に向けてサウンディング型調査ということでさせていただくこととしております。本当に日本全国いろいろな企業さん、または一部公的な機関があってもいいんだと思いますけれども、まずはあらゆる使い方、可能性をちょっとお示しをいただきながら、町として方向性を決めつつ、住民の皆さんが今までは本当に地区ごとの運動会であるとか健康教室等々でいろんな形で体育館を使われたりされてる部分に一部制限がかかったりするところもあるもんですから、そういったところを丁寧に説明をさせていただきながら、皆さんからのご意見を募っていききたいなというそんな思いでありますので、全く使い道に関しては自由に募ってみたいなというふうな思いで今日、また本議会終了後、全員協議会のほうでもちょっとお伝えをさせていただくんですが、そういったご調査をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

町長がおっしゃるとおり制限なしで本当に自由な発想を持って今取り組もうとされているということを知って安心いたしました。

実際問題、今はふれあいセンターが一部の施設は使っているけれどもほか使っていない教室があったりですか本当にもったいないなという思いが正直ございます。私は県外出身ですからやはり大和町を見たときに、本当に県外の視点からすると大和町ですごく魅力のある町なんですよね。自然がございますし、本当に土地が広がったりですとか、また大和町民の皆様が何よりも暖かいと。私はこれは本当に大和町が誇るべきもの、宝であると感じております。ですので、やはり町内の方々はもちろん、ですけれどももっと視野を広めて町外からももっと訪れていただいて大和町を知っていただきたい、もうそんな思いなんです。なので、それゆえにやはりご高齢者も、またお子さんがいらっしゃる方も来れるような、何かこう魅力のある特徴のある場所と一緒に考えていけたらと思っておりますので、ぜひ今後も町長にはこの件について一

緒に進んでいけたらと思っております。

では最後に、町長からもう一度今後のふれあいセンターについての進み方をちょっと最後に所感を伺います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは佐野瑠津議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

佐野議員ご指摘のとおりであって、本当にこの地域の宝であろうなというふうな思いであります。そういった意味でも、町内の方のみならず交流人口をいかに増やせるのかという視点と、さらに企業さん方等がこれだけ集積をされている中いろいろやっぱり有効求人倍率も高止まりをしてなかなかその採用も各社厳しくなってくる中、企業さんが持たれる課題、またその地域が各旧村単位のところで抱えられている課題等々集約できて、本当にその地域の新たな振興策にもつながるようなものがないのかという視点でいろんな形で私なりにこの1年いろんな形で当たらせていただきましたけれども、それが必ずしも正しいものかどうかでも分からない部分もあるので、改めてサウンディング型調査でさらなる可能性を皆様から広く提案をいただく機会も設けさせていただきますので、そういった中でどういう内容がいいのか、いいものをぜひ選ばさせていただきます、地域の皆さんにも関わっていただきながら有効な貴重な財産として、その地域の活性化につながるような使い道をぜひできるよう努めてまいりたいと思いますし、そういった中では各議員さんの様々な視点、またはこういう使い方があるんじゃないかみたいなそういったお声、またはそういったいろんな企業さんとの付き合いがあるところには、ぜひ応募してほしいなというふうに思いますので、改めて周知をしていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

本当に議員一同、そしてまた大和町民全員一同と本当に皆さんで協力して大和町を

よりよくしていきたいと思います。

それでは、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

議 長 （今野善行君）

以上で、佐野瑠津さんの一般質問を終わります。

引き続き、5番櫻井 勝君。

5 番 （櫻井 勝君）

それでは通告に従いまして、私から2件の質問をいたします。

まずは1件目です。蒜袋地区のさらなる冠水対策について。

落合蒜袋地区は平成27年の関東東北豪雨や令和元年東日本台風により床上浸水等の被害が発生し、その被害の対応として吉田川床上浸水対策特別緊急事業により遊水地が整備されたほか、善川河道整備事業により既存堤防のかさ上げなどの河川整備が現在進められている。

しかしながら、北部工業団地への重要路線となっている町道舞野蒜袋線の大橋から町道蒜袋相川線までの区間は田面と同じ高さであるため、路面冠水による通行止め等が今後も懸念される。

そこで、以下について町の考えを伺う。

1 要旨目、道路と並行して設置されている用排水路からの越水も原因の1つと考えるが、用排水路を大きくする考えはありますか。

2 要旨目、用排水路の上・下流部にある手動ゲートの開閉時間短縮のため電動式にできないか。

3 要旨目、町道の路面自体を高くし、冠水を防止してはどうか。

お伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは櫻井 勝議員の「蒜袋地区のさらなる冠水対策について」のご質問にお答えをいたします。

町道舞野蒜袋線は、仙台北部中核工業団地の造成に合わせ国道4号、大和インター

チェンジから主たる連絡道路として整備された路線でございます。

町では同路線の整備を行うに当たり、地元の方々の理解が得られるよう協議を重ねてまいりました。その際、町は道路の高さを町道蒜袋相川線と同程度の高さで整備する案も示しましたが、地元の方々からは、農地冠水後の排水路等の心配から新たに通る道路の高さは道路両側の農地より高くしないように強く要望され、現在の道路として整備を行ったものであります。

また、町道に並行して設置をされております用排水路につきましては、農業用としての利用だけではなく、降雨時には周辺の宅地や農地、山林等からの雨水が水路に流入をし河川へと流れ出しております。大雨時や大雨が予想される際には、用排水路にあるゲートを事前に開け、河川、一級河川善川になりますが、こちらに排水するようにはしておりますが、河川の水位が一定の高さを越えた際には河川から用排水路への逆流を防ぐため蒜袋排水樋管が閉鎖されることで河川への流れが遮断され、滞留し、周辺の圃場や道路等への冠水が発生してしまう状況になっております。

それでは、1 要旨目の「道路と並行して設置されている用排水路から越水も原因の1つと考えるが、用排水路を大きくする考えは。」についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり用排水路からの越水を抑えるため、用排水路を大きくし貯留水量を確保することで、その分は冠水が起きにくくなると考えられますが、用排水路を大きくするには、最終的には流末となる河川接続部の水門も併せて大きく改修する必要があり、多額の費用を要することになります。また、この場所は地形的に周辺よりも低く雨水がたまりやすいということもありますので、その効果を期待することは難しいのではと考えております。

続いて2 要旨目の「用排水路の上・下流部にある手動ゲートの開閉時間短縮のために電動式できないか」についてでございます。

現在のゲートの開閉には時間がかかり、大変な労力を要していることについては把握をしております。このような用排水路やゲートについては、地元水利組合で維持管理を行っていただいておりますので、電動化等への改修につきましては地元水利組合等でご検討いただいております。

改修費用につきましては、町農業環境整備事業補助金で、共同利用施設の改修として事業費の3分の2以内、上限100万円の助成事業がございますので、ご活用いただければと存じております。また、改修等を行う際は担当課による技術的な助言等を行いたいと考えております。

次に3要旨目の「町道の路面自体を高くし、冠水を防止しては」についてのご質問にお答えいたします。

本路線では、冒頭でもご説明をいたしました。地元の方々からの強い要望を踏まえ、現在の高さで道路整備が行われたところでもあります。その一方で本路線の周囲では、度重なる洪水災害に伴いまして国や宮城県の対策事業によって、一級河川吉田川の河川改修・河道掘削のほか、支川善川等への遊水地の整備など、近年の河川を取り巻く環境は著しい変化を遂げております。

しかしながら、そのような大きな変化にあっても本路線の冠水被害が度々発生し、他の町道へ迂回を余儀なくされている現状を見ますと、当時は地元の方々からの強いご要望によりまして路面の高さを現状に抑えましたが、仙台北部中核工業団地群の物流網の主たる道路となっておりますことから、ご質問の路面高さの変更等も含め、その改善策等につきまして地元の方々を交え研究してまいりたいと考えてございます。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

櫻井 勝君。

5 番 （櫻井 勝君）

それでは再質問をいたします。

1 要旨目の質問です。

平成27年9月の関東東北豪雨、あと令和元年の東日本台風では約330ミリの雨量がありました。善川遊水池や吉田川の河道掘削、堤防整備などで善川の流れがスムーズになると期待されていますけれども、その効果で同程度の雨が降った場合、善川大橋周辺の冠水、冠水必ずすると思うんですが、1.5メートルほど水位が低くなるという国交省の予測だとお聞きしております。しかしながら、内水がどの程度流れ込むのかというのは実際雨が降ってみないと分からないというふうに聞いております。大雨が降った際、大衡の奥田周辺から奥田川へと多量の雨水が流れ込んできますけれども、奥田川から越水した水が善川橋北西側の田んぼに流入してきます。

それに加えて、北部工業団地や東北自動車道周辺からの内水のほとんどが用排水路に流れ込んでくるとされております。1.5メートルぐらい水位が下がったとしても、大橋北側の冠水というのは恐らく防げないと思います。というのはその上にある蒜袋集会場も1メートル以上冠水したことがありますので、1.5メートル下がったからと

いって道路が冠水防げるかというところでもないとは思っております。排水の量とか先ほど答弁にもありましたが、その効果を期待することは難しいとありますけれども、例えば用排水路のほうに隣接する農道があるんですが、その農道脇にバイパス管を設置するとか、例えばですけれども、何かしらの対策をしていかなければならないと。かぶっても仕方ないやというわけにはいきませんので、そういった何かの対策をするべきと考えますけれども、町長のお考えをお伺いします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは櫻井議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

もちろん何もしなくては駄目だという認識ではもちろんあるわけではあります、用排水路を太くする、またはバイパスだけでは比較的効果が限定的ではないのかなと思っている中で、今やっぱり流域治水の考え方も含めるとやっぱりため池にももう少し調整機能を持たせられるぐらいのため池の整備をするであるとか、いかに奥田川含めた流域の水を受けられるような体制ができないのかという部分も検討していかなくやないであろうというふうに思う中、蒜袋のため池に関してこれから再整備を県の補助をいただきながら進めていく予定としております。そのほか等何らかのいい方法がないのかという部分は引き続き検討してまいらなくやないんだらうなというふうに思いますが、何分、今冠水しているあちらの道路なんでありまして、あそこには北部工業団地のコアにもなります都市ガス等もあそこに埋設をされている現状がありまして、そういった意味で当初の道路の高さを決める段階で住民の皆さんのご意見を聞いた中であるわけですが、単純に道路だけ上げるといってわけにはいかなくて、1.5メートルを仮に上げてしまえば、さらにガスパイプが万が一のこと等があった場合に、今の深さのままにはもちろんしておけないと思えますので、同じように上げたりであるとか、多額な費用を要する部分がありますので、地域の皆さんのお声を聞きながら、上流部でできること等も含め検討してまいりたいなというふうな思いでおります。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

櫻井 勝君。

5 番 (櫻井 勝君)

そうですね。ガス管が入っていたのも分かりますけれども、何らかの対策を今後考えていかなければいけないのかなと思っております。

次、2要旨目に入ります。

大雨が降った場合、ゲートを開けるという作業が発生しますけれども、大雨が降ったときのゲートの開け閉めとあとその判断というのはどこでどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

以前は町の職員が開閉をさせていただいていた時期もあったようでありましてけれども、今現在も具体的なところは担当課長のほうから回答させたいと思います。お願いします。

議 長 (今野善行君)

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 (江本篤夫君)

それでは櫻井議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今現在ある舞野蒜袋線の隣にある用排水路のゲートでございますが、基本的には地元の管理でございますので地元の区長さんのほうにまずご連絡をして、揚水機の場合は、その際に大雨が予想されるということでゲートを開けさせていただく、もしくは開けていただくということで、それ以外の期間で通常は本来であれば揚水機でない場面でも往々にしてゲートが下がっている場合が多々ありますので、その際はご連絡をしてこちらでパトロールをさせていただいて、その際には危険性がありますのでゲートを職員で開けるという場面もございます。

以上でございます。

議 長 (今野善行君)
櫻井 勝君。

5 番 (櫻井 勝君)

ありがとうございます。

そのゲートを開ける際、区長にお願いするであるとか職員が開けたりするという、場合によるでしょうけれども、ゲートを開ける際、もうとにかく大雨が降り続けているとか、あと今予測のできない事態というのが必ずありますので、線状降水帯が発生したり急に予報が変わってさほどでなかった予報でも急に300ミリを超えるような大雨だったりそういったことも考えられると思うんです。それが増して夜間であった場合とかは多分作業者の危険度というかりスクがすごく高くなると思うんですよ。それを作業者の安全面を考えれば、やはりゲートの開け閉めを手動から電動にするようなスムーズさがあれば、ゲートを開ける人にとっても危険性は少なくなるんじゃないかと思えますけれども、あと開ける人の年齢とかも考えましてそういったことが望ましいかと思うんですが、町長、ご意見をお伺いします。

議 長 (今野善行君)
町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは櫻井議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

今気象庁の様々な降水量の予測であるとか予測観測の精度が物すごく高まっている部分、加えて特に大雨が予想される場合、または線状降水帯が予想される場合等の気象庁、仙台の気象観測所等とのやり取り等もかなり厳密になっておりまして、今私の個人携帯、何か予想される場合、緊急性がある場合は、電話連絡が来るような体制になっております。

そういった中で避難もそうでありましようけれども、そういったゲートの開け閉め等ともまず夜間の作業に関しては非常に危険な行為でありますから、そうなることがないよう前日なり早めの対応でもちろん行ってまいりたいというふうに思っておりますし、そういった予報の観測精度が物すごく上がっているなというところをまず感じておるところであります。

議員ご指摘のとおり電動化等の必要性はあるのではないかなと思うところでありま

すけれども、いずれにせよどういった電動式のゲートに変えるのかにもよる部分があるんですが、遠隔でなかなかゲートを閉めたりという部分までの費用の確保するという部分はなかなか難しい部分と、基本管理をお願いしております水利組合さん等に電動化なりをしていただいているのも現状でありまして、比較的安価な方法も出ておりますのに加え、鶴巣方面での同じく電動化につきましても基本は水利組合さんで実施をいただいて、そのうちの3分の2を100万円を上限として町で補助させていただく制度がある関係がありますので、その部分、ご利用をぜひ水利組合さんのほうにお勧めをさせていただければなというふうに考えておるところであります。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

櫻井 勝君。

5 番 (櫻井 勝君)

いろいろな方法があるかと思いますが、担当課による技術的な助言を行うという答弁もありましたけれども、これはどういった手段があるのか、もし具体的な策とかあれば教えていただきたいなと思いますけれどもお願いします。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは櫻井議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほどちょっと申し上げたとおりの電動化なんですけれども、いろんな機器が出ておりまして、電動式のインパクトドライバーを使って、専用のものになりますけれども、手動でぐるぐる回すのではなくてインパクトドライバーを差し込んで一部自動的に人の力を使わずに開閉できるようなシステムもできているようであります。そういったところもいろいろ担当課では調べさせていただいておりまして、そういったメーカーであるとか手法をご紹介させていただいたりというところを検討しておるところであります。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

櫻井 勝君。

5 番 （櫻井 勝君）

それでは3要旨目に入ります。

北部工業団地は現在約50社ほどの企業がありますが、町道舞野蒜袋線は多くの流通車両や従業員の通勤路として重要な幹線道路となっていますけれども、近年台風や豪雨により一級河川善川の水位が上昇するたび冠水することから、通行止めを余儀なくされている状況にあります。一旦通行止めがかかると長い場合では2日以上も通行止めということになってしまいます。床上浸水対策として事業を実施し、また善川の河川工事も行っておりますけれども、幹線水路については別の対策が必要なのでは私には思っております。やはり路面自体を高くすればある程度通行が確保できるのではないかと考えていますけれども、諸事情があったとおりではありますけれども、道路を高くすると田んぼにたまった水が抜けにくくなりということがありましたが、例えばその道路を高架にしたりとか、それとも道路自体高くしたときにその下を水が抜けられるようにするとか、そういういろんな方法があると思うんです。そういったものも検討する必要があるのかなと思うんですが、ガス管の件もありますけれども、ガス管は道路の下を通っているのでしょうか。それとも歩道側を通っているのか、ちょっとそれもお聞きしたいと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

どの場所をガス管が通っているかという点に関しまして、まず担当課長から回答させます。

議 長 （今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

櫻井議員の再質問にお答えをさせていただきます。

町道舞野蒜袋線、車道に入っておるのがガス管になってございまして、そのほかに歩道部に町の上水道の送水管がございまして、その2つの管が埋設されているという状況でございます。

以上です。

議 長 （今野善行君）

櫻井 勝君。

5 番 （櫻井 勝君）

車道にガス管があるということですので、なかなか道路かさ上げや高架等々の工事となれば若干面倒なのかなという思いでありますけれども、ぜひそういったことの検討もしていただきまして冠水対策をお願いしたいと思います。

あとそれから、以前トラックなどの流通車両や従業員の車が冠水をしているとは気づかずに入ってしまったとか、あと通行止めのゲートを置いていたんですが、大丈夫だろうと思ってトラックが突っ込んで動けなくなったとかそういったことがあったと聞いております。もし通行止めにするというご判断はどこでされるのかと。あとバリケードを設置するのはどこの誰なのかちょっとお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それではただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、台風5号の今年の時点でも通行止めにさせていただいた経緯がありますが、正確には都市建設課長から回答させたいと思います。

議 長 （今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

櫻井議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今回の大雨等については基本的には警察署のほうからの連絡でございます。と併せまして、あと道路管理者である我々のほうでも現地パトロール等を行いまして通行止めを要するというところで通行止め措置を行う場合と2通りございまして、そういった形で警察と連携等を図りながら道路管理等を行っておるという状況でございます。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

櫻井 勝君。

5 番 （櫻井 勝君）

承知しました。これよくアンダーパスなんかで使用するんでしょうけれども、冠水した道路に車両が水没したりしないためにも浸水感知システムというのがありまして、わざわざゲートをしに行かなくても、雨を感知すると自然に、表示盤とか回転灯なんかで自動で道路を遮断するような感じでそういったシステムがあります。利点としては検知した情報を自治体や地域住民へのメール通知ができるというシステムなんですけど、目で見て夜間であってもここ冠水しているよと一目で気づかれるようなシステムになっております。その設置とかそういったものも検討してはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは櫻井議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

もちろん冠水しない改善策を並行で進めながら、確かに定期的にある量を超えれば冠水している現状がやっぱりある現状、そういった自動的な注意喚起というもの一つ必要性を含め、これから検討してまいりたいなというふうに思ってお話を伺ってありました。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

櫻井 勝君。

5 番 (櫻井 勝君)

北部工業団地の車もたくさん通る道路でありますので、大栄会っていうんですか。あと企業懇話会とかそういった等々でもぜひ意見交換をしていただいて、よりよい方向に進んでいってほしいと思っております。

それでは2件目に入ります。

議 長 (今野善行君)

櫻井議員、すみません。ここで暫時休憩したいと思いますので、よろしくお願ひします。

暫時休憩します。再開は午後2時20分といたします。

午後2時08分 休 憩

午後2時19分 再 開

議 長 (今野善行君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番櫻井 勝君。

5 番 (櫻井 勝君)

それでは2件目の質問をいたします。

まちづくりコンテストについてです。

本町では、平成27年に町の課題解決と活力ある地域づくりに寄与することを目的として、宮城大学との連携協力に関する協定を締結しています。

その事業の一環として、平成28年に「宮城大学生によるまちづくりコンテスト」を実施し、学生8チームによりまちづくりプランを発表という形で提案していただき、そのうち4つの提案について、最優秀賞、優秀賞、学長賞、町長賞として表彰しています。

そこで、以下について町の考えを伺います。

1 要旨目、表彰された4つの提案やそのほかの提案について、その後どのようにフォローしたか。また、現在までに取り組んだ、あるいは取り組んでいる提案はあるの

か。

2 要旨目、今後、第 2 回のコンテストを実施してはどうか。その場合、宮城大学生によるチームと役場若手職員チームによるプランの提案発表を実施してはどうか。

以上、伺います。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

次に「まちづくりコンテストについて」にお答えをいたします。

本町は、平成27年7月に宮城大学と包括連携協定を締結をし、翌年の平成28年度にまちづくりコンテストとして学生45名が8チーム（事業構想学部21名3チーム、食産業学部9名2チーム、看護学部15名3チーム）に分かれた形で、それぞれの学部の専門性を活かした地域の魅力や資源等を活かした提案をいただきました。

それでは1要旨目の表彰された提案等についてのフォロー、また現在までに取り組んだ、または取り組んでいる提案の有無についての質問にお答えをさせていただきます。

表彰された4つの提案につきましては、1つ目としては「春風プロジェクト～甦れ！5つの銘茶～」として、現在では途絶えてしまった町内のお茶の栽培や製茶を復活させ、特産品の開発等の提案で、町内にゆかりのある茶の木がないことや栽培していただく方がいないことなどから取組には至っていない状況でございます。

2つ目が「たいわの“わ”プロジェクト」として、吉岡宿のエリアマネジメントを行うことで、他の4地区への人の流れ・活気を波及するため、まずは吉岡地区の空き店舗等の活用の提案をいただき「大和町地域でがんばる事業者応援事業者補助金」として、空き店舗活用や新規創業事業支援につながっているものでございます。

3つ目が「映像作成による地域コミュニティづくり」として町民自身が町に関する映像づくりに関わることで、外向けの発信を行うことに加え、町内のコミュニティの活性化につなげようという提案でございます。この内容は、以前より実施されております「ふるさとCM大賞」や「大和町観光PR動画」で実践されているものでございます。

4つ目が「社会参加による生きがいの獲得」として、宮城大の学生さんがもみじヶ丘3丁目の「さわやかピンポン」という高齢者向けの活動に参加したことをきっかけ

に高齢者の外出支援の必要性をテーマとして、高齢者タクシー支援事業等で実践をされております。

さらに、平成29年には現在のシンボルタワーのデザイン案の作成や、地域フィールドワークとして町内各5地区にそれぞれの学生が見学等を行い、地域の課題や魅力等について発表等を行っていただきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行以降、実施できていない状況であります。再開に向けまして、今年6月に宮城大学に対し依頼をしてきており、前向きな回答をいただいております、引き続き大学と調整をしている状況でございます。

次に、2要旨目の第2回のコンテストについての質問にお答えをさせていただきます。

「まちづくりコンテスト」を開催し、宮城大学生からよりよいアイデアをいただくためには、まずは本町の長所や短所を町内各地域に出向いて理解していただく必要があると考えているところでありまして、前段となる町フィールドワークを実施していただく必要があると考えております。

また、役場若手職員につきましても、町内出身者が少なくなっている状況もあり、町を知ることで本町への郷土愛や職務を遂行するスキル向上にもつながると考えております。また学生と職員が議論をすることで新たな視点や発想が生まれることが期待できるところでありまして、第2回のコンテストに向けて大学側と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（今野善行君）

櫻井 勝君。

5 番（櫻井 勝君）

それでは1要旨目の再質問をいたします。

以前同僚議員もまちづくりコンテストについて何度か質問をしておりますが、銘茶を復活させ地場産品としての土産物にするとか、町を活性化させるとか、あと空き店舗の活用であったり地域コミュニティーに関する提案や、耕作放棄地の有効活用に関する提案など、現在町の課題となっている事案の提案などもあったと感じております。

このような提案ですが、もっともっと生かせるのではないかと感じておりますが、この賞以外にあと4つほどあったと思いますけれども、そういったところにも必ずいい

ところがあったと思います。それを活用しないのはもったいないなと思っておりますけれども、町長のそれに対しての考えをお伺いいたします。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。
おっしゃるとおりチーム数からするともっと多くの提案をいただいております。例として4つほどの受賞作品をお伝えをさせていただいたわけではありますが、その他取り込める内容がないのかという部分、個人的にも研究してまいりたいなというふうに思っております。
以上であります。

議 長 （今野善行君）
櫻井 勝君。

5 番 （櫻井 勝君）
町長賞に輝いた提案で、社会参加による生きがいの獲得という提案がありました。その目的は、高齢者が望んで活動できる場を整えることで社会参加を通じて生きがいや健康感を獲得できるようにすることとして5つのことを実践するというもので、ちょっと5つ紹介します。高齢者が参加することのできる活動の選択肢を増やす。2つ目、活動の場所と交通手段の確保。3つ目、地域で行われている活動の情報を広める。4つ目、住民の参加意欲を向上させ、参加者の場を広げる。5つ目、活動の場、交流の場を拡大する。というこの5つがありますけれども、高齢者の外出支援の必要性というテーマで高齢者タクシーの支援事業を実施ということでもありますけれども、そのほかの交通手段の確保に限らず、もっとそのほかの4つ、もっと生き生きサロンとか老人クラブの現在でもいろいろ活動されておりますけれども、この地域の課題解決のためにこういった提案を今後も活用していくべきではないかと私は考えますが、町長、もう一度お願いいたします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの櫻井議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

5つの提案事項ということでご提案をいただいております。1つの例として、交通手段の確保というところでの高齢者タクシーの拡充、開始に至った経緯をちょっとお話をさせていただいたところではありますが、そのほか中にある各地区における情報活動交流の場を設けたいという一つが生き生きサロンの場でありますとか、あと昨年、様々な地区で住民懇談会等々を開催をさせていただきながら、今後の高齢者向けの敬老会をどうするのか等々いろいろ話をさせていただいたわけではありますが、やはり健康寿命を延ばしていただくという意味ではやっぱりお話ができてフェイストゥフェイスでお話ができるような場が非常に大事だろうというふうに思うところは一緒であります。

そういった意味では、そういった機会を来年度以降も実施をしていただきながら、いろいろ補助金等の申請等々もう少し簡易的にできないのかという部分を今執行部側で今いろんな協議をさせていただいておりますので、来年度予算編成に向けてそういった場をさらに充実をさせていただけるようなそんな事業を立案して提案してまいりたいなというふうに思っております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

櫻井 勝君。

5 番 （櫻井 勝君）

ぜひ、よいものは取り入れていただきたいと思っております。

それでは、2要旨目の再質問です。

第2回目のコンテストの実施、それを宮城大学生と役場若手チームでやったらどうかという提案ですけれども、宮城大学生は町の外部からの視線、また役場若手職員は先ほど地元の人はい少ないということでしたけれども役場内視線というか、そういった感じでお互いの提案をいろいろぶつけていただきまして、それが相乗効果となってよりよい提案発表になればいいなと私は思っておりますが、今後の地域づくりや課題解決のヒントにもしかしてなるのかなと思っております。

ぜひ第2回のまちづくりコンテストを実施すべきだと思っておりますけれども、これ私のちょっと希望なんです、宮城大学生のみならず、今後大和中学校の生徒だったりあと黒川高校の生徒だったり、そういったチームも交えたまちづくりコンテストなんかが開催できればもっといろんな目線でいろんな意見が出て盛り上がるのではないかなと思っておりますけれども、最後に総括して町長のご意見をお伺いします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは櫻井議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

一例として、宮城大学との包括連携協定に基づくコンテストの開始を一つの例としてお答えをさせていただきましたけれども、おっしゃるとおり宮城大にこだわる必要はもちろんない中で、まさに今第五次総合計画の前倒しをした中間計画の中間見直しを1年早めてやらせていただく予定としておりまして、庁内において今プロジェクトチームを編成をし、町内でももちろんお話をさせていただくわけではありますが、加えて多くの町民の方にも3,000名規模のいろんなアンケートもさせていただく予定としております。そういった機会を通じて、高校生、中学生にも町の将来像、進むべき道について興味・関心を持っていただいた後、そういったコンテスト等にも参加をいただいて自由な発想でどういったものが今後の将来この町に必要なのかという部分の提言をぜひ期待したいなという思いでありますので、そういった提案の場を広く求められるよう、これからもいろんな形で体制を模索していきたいなというふうに思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

櫻井 勝君。

5 番 （櫻井 勝君）

ぜひ、第2回のまちづくりコンテストを開催していただければと思っております。

私からの質問は以上です。

議 長 （今野善行君）

以上で、櫻井 勝君の一般質問を終わります。

次に、6番森 秀樹君。

6 番 (森 秀樹君)

では本日最後の一般質問をさせていただきます。

9月定例会でお話ししましたアーバンベア、先日の秋田県のスーパーで立て籠もりの熊がいて、今朝方箱穴に入って麻酔で捕獲されたようです。本町でもあり得る話でございますので、どういった状況だったかぜひリサーチしていただけたらと思います。

では、一般質問にさせていただきます。

公共事業と地域経済を問うものでございます。

基礎自治体における公共事業の経済効果は、地域経済の発展や雇用の創出において非常に重要な役割を果たしていると考えております。特に地域内での雇用の創出や得た収入による地元の消費活動へのつながりは大きなメリットでございます。

しかしながら、財政負担の増加や恩恵を受ける事業者の偏りによる経済効果の偏在、もし政治的な判断で事業が推進される場合、地域の実情を反映しない可能性などデメリットも多く存在するものでございます。本町における公共事業と地域経済の在り方を以下に問うものでございます。

1 要旨目、公共事業と地域経済をどう考えるか。

2 要旨目、物品においては町内落札が少ないが今後はどうするか。

以上でございます。

議 長 (今野善行君)

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

森 秀樹議員の公共事業と地域経済に関するご質問にお答えをいたします。

初めに1要旨目の公共事業と地域経済をどう考えるかについてであります。

地域経済における公共事業の役割は多岐にわたると考えておりますが、主な役割として、まずインフラ整備による経済基盤の強化が挙げられます。

公共事業は、道路、橋、上下水道などのインフラを整備・維持することで地域経済の基盤を支え、企業の活動が円滑に行えるようになり、物流や人の移動が効率化され

ます。

次に、公共事業による雇用の創出の期待があります。建設業をはじめとする関連事業などにより職を生み出し、地域住民に雇用機会が生まれ、地域内の所得が増え、消費の活性化につながります。

次に、地域活性化と産業支援として、地方自治体で行う公共事業は、地域特性に合わせた産業基盤を支えることができ、例えば農業や観光業、インフラ整備や地域産業の発展を促進するための施設への投資などが考えられます。

次に、経済成長の促進として公共事業が地域において一定の規模で行われると、それによって地域内の経済活動が活性化し、公共事業によって生まれる需要は地元企業や商業活動にも波及し、全体的な経済活動を促進いたします。

次に、地域ごとの経済格差を縮小するために、公共事業は重要な役割を果たし、特に都市部に比べて地方や過疎地では、公共事業を通じ、生活基盤や産業の支援が行われることで経済格差の是正が進むとされております。

最後に、災害対策とリスク管理として、自然災害への対応策を考えますと、公共事業は防災インフラを整備する役割を担っており、災害時の被害を軽減や復旧を迅速に進めることが可能になるほか、災害リスクの軽減は地域経済の安定に大きく貢献するものであり、公共事業は様々な効果をもたらすため、地域経済にとって不可欠なものであり、地域社会、地域経済の発展を支える重要な役割を担っているものと考えております。

次に、2 要旨目の「物品については町内落札が少ないが今後は」についてであります。

令和 5 年度の入札結果に基づいて申し上げますと、物品に係る入札は13件実施をし、当初契約額の総額は2,773万9,878円でした。

町内業者の落札は件数ベースで2件15.3%、金額ベースでは198万1,210円7.1%となっております。

大和町財務規則に基づき調達行為を実施しておりますが、物品に係る入札件数が減少傾向にあり、また町内業者で取扱いがないケースや指名競争入札に付する場合は、金額により指名業者の基準数を定めており、町内業者だけでは基準数に満たないため、町外業者と競合し落札に至らないケースなどが想定をされます。

1 要旨目と一部重複いたしますが、町内業者からの購入により地域の中での循環が生まれますことを考えれば町内での購入は理想ではありますが、一方で競争性の確保も必要でありますことから、そのバランスを考えながら適正な執行に努めてまいりたい

と考えております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

森 秀樹君。

6 番 （森 秀樹君）

では回答にのっとして再質問をさせていただきます。

1 要旨目の公共事業と地域経済をどう考えるか。回答にあるとおり、地域社会、地域経済の発展を支える重要な役割、下支えになっているわけなんですけれども、この中で回答書にも雇用、所得、消費行動、経済成長、地域のにぎわいを出す等ワードがたくさん入っております。令和5年の決算による商工観光費の中の商店街活性化対策事業約1億円、その中の割増商品券発行事業約800万円という金額がありますが、この公共事業、どうしても入札のことが関わってくるんですけれども、入札も含めてお話しさせていただきますが、どうしても単価が一件一件総額が大きくなるんですけれども、この有用性、地域に対する有用性を町長はどうお考えでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

森議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

やっぱり基本的には公平性をもちろん担保していただきながら、やっぱり地域内でいかにお金が回るか、経済が回るかという視点を常にやっぱり大事にしなければならないんだろうなというふうに常日頃思いながら業務に当たらせていただいております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

森 秀樹君。

6 番 （森 秀樹君）

私も同様で、限りある大和町の税ですのでなるべく大和町内で消費できることが一

番の理想ではないかなと思う反面、全国平均の最低賃金が2020年代に1,500円になる方針が今検討されている中、2029年までに100円ずつ上がっていくことになるわけです。今1,055円ですので。単純に。そうしますと、物、人、金を多く所有する、俗に言う体力のある企業さんが落札率が低くても利益を出しやすい構造になっていってしまうのではないかなと思っております。回答書にもあるとおり、災害時の復旧を迅速に進めるためには土地鑑のある地元企業の協力が非常に必要になる中、この落札率の低さというのが結構ネックになってくると思います。国土交通省の資料を見ますと、ダンピング対策の最低制限価格制度を導入していないのは、恐らく令和4年のデータかもしれませんが、七ヶ宿町と本町のみでございます。この点、いかがお考えでしょうか。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
ただいまの森議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。
おっしゃるとおり、一般競争におけるこのダンピング基準を定めていない市町村という意味では宮城県内でいきますと大和町と七ヶ宿町、この2町になる部分は現実でありますので、公平性とのバランスを考えながら、改めて検討していくべき事項ではないかなというふうに捉えて考えてございます。
以上であります。

議 長 （今野善行君）
森 秀樹君。

6 番 （森 秀樹君）
その中で、金額の高い工事の入札のことでございますが、町内の件数をベースで考えますと、今58%が落札件数でございます。金額ベースだと約14%、これを少しでも毎年1%でも0.5%、1%でも上げていくことがこの最初の回答でもございました地域のにぎわいというものを最終的に生み出していくんではないかと思いますが、町長いかがお考えになりますか。

議 長 (今野善行君)
町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)
それでは、再質問にお答えをさせていただきたいと思います。
基本的に冒頭申し上げたとおり、町内で回らないかというのがやっぱり私の考えるところのやっぱり大事に考えるところでありまして、経済の3要素である人・物・金、これを持ったところが有利にだけなるのでは確かにいかなものかなというふうに思う中で、公平性とのバランスを考えながら、何らかのいい方法がないのかというのは常時検討していくべき事項であろうというふうに考えております。
以上であります。

議 長 (今野善行君)
森 秀樹君。

6 番 (森 秀樹君)
公共事業の入札、非常に余白が必要な内容でもございますので、いろいろ時代に合わせた検討をしていただいて遂行していただけたらと思います。
では2要旨目に続きます。
物品なんですけれども、物品に関わる入札件数が減少傾向にあるということは、ある意味税の無駄遣いがないということでもあると思うんですね。それは大変非常にすばらしいことだと思うんです。ただ、さすがにやはり町外の業者の方たちと一緒にあって競合するというのは非常に厳しいのではないかなと思う面があります。例えばこの取扱いのない物品があるとかそういったことは自治体としてレクチャーしたりすることというのはできないものなのかなと思ってもおります。その中で市場原理であったり、基本的に市場は競争の原理もございますので、その中で下支えするのも自治体としての役割ではないかなと思うわけでございますが、いかがでしょうか。

議 長 (今野善行君)
町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの森議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

公平性、競争性を担保しながら、いかに地元業者さんを指導していくのかという部分、地元の自治体としてはもちろん責任ある立場だろうなというふうに思いますが、繰り返しになる部分がありますが、公平で競争性を担保しながらいかに教育をして育成をしていくのかというところは非常に難しい課題であろうというふうに思いますけれども、よりよい方法をこれからも模索をしてみたいと思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

森 秀樹君。

6 番 （森 秀樹君）

入札関係、俗に言う2次産業と呼ばれる皆さんの仕事でもありますが、3次産業においては町民の皆さんの生活の余力があるからこそ盛り上がるものでもあります。全体的な収入の割合を町内で増やしていく、町長おっしゃっているとおり税をうまく使い町内のキャッシュを増やしていくということが何よりのにぎわい創出になるのではないかということを訴え、2件目に移らせていただきます。

2件目でございます。「地域おこし協力隊の募集は」でございます。

地域おこし協力隊とは都市地域から地方地域に住民票を移動し、地場産品の開発、販売、PRなどの地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援など地域協力活動を行いながらその地域への移住定住を図る総務省の取組でございます。令和4年度では6,447人の隊員が全国で活動しており、総務省はこの隊員を令和8年度までに1万人とする目標を掲げております。

しかしながら、令和5年より本町で始まった地域おこし協力隊は現在残念ながら採用には至っておりません。

本町における地域おこし協力隊の募集の最適化を図るために以下を問います。

1 要旨目、募集要項の活動内容は適切か。

2 要旨目、来年度以降の課題は。

3 要旨目、地域おこし協力隊以外の検討は。

以上です。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは次に「地域おこし協力隊の募集は」についてお答えをいたします。

地域おこし協力隊に関しましては、ご質問にもあるように総務省では令和8年度までに1万人とする目標を掲げており、令和5年度時点において宮城県内全体で合計150名を超える現役隊員が活動されております。

このようなことから、県におきましても未導入自治体に対してアドバイザー派遣事業等を行うなど、積極的な導入が進められている状況になっております。

本町におきましても、令和4年度にアドバイザー派遣を受けまして、導入に向けて令和5年度から開始することとし、同年7月から募集を開始したものであります。

それでは、1要旨目の「募集要項の活動内容は適切か」についてお答えをいたします。

本町におきましては「町の魅力発信と交流人口の増加」をテーマに、1つとして、ふるさと納税返礼品の発掘・開発及びふるさと産品協議会活性化、2つ目として、交流人口増加に向けた町の魅力の情報発信に関する活動、3つ目としまして、その他町のPRに関する活動、これを行う協力隊の募集をいたしました。

募集に当たっては複数の活動内容を検討いたしましたが、初めての募集となることから、まずは担当課であるまちづくり政策課所管の業務の中で課題と感じておりました「ふるさと納税の寄附額の伸び悩み」、これと「交流人口増加と併せた情報発信」の解決のため、このような内容としたものであります。

他の自治体等で活動の実績もあり、比較的取り組みやすい内容で幅を持たせた募集としたものであります。

次に、2要旨目の「来年度以降の課題は」についてお答えをいたします。

先述いたしましたとおり、令和5年7月から募集を開始をして1年以上経過をしましたが、その間に募集があったのは1名で現役の大学生であったこともあり、その方は面接で不採用としたものであります。そのほかに問合せや相談が2件ほど寄せられていますが、決して多いとは言えない状況であるため、より魅力のある募集を行うことが課題と捉えております。

地域おこし協力隊は特別交付税措置のある制度であります。本町は普通交付税の不交付団体であることから、その年度の国の特別交付税予算状況では全額交付されない場合もあります。しかし、特別交付税措置の範囲の中でどのように報償費や活動費

の設定を行うか1つのポイントと考えております。これまで会計年度任用職員での募集としておりましたが、今後は町の任用ではなくフリーランスの要素も含んだ委嘱型隊員の募集とすることなども検討してまいりたいと考えております。

3 要旨目の「地域おこし協力隊以外の検討は」についてお答えをいたします。

地域おこし協力隊等をはじめとする制度は、地方への人の流れの創出・拡大や移住定住や関係人口の増加による地域活性化が目的とされております。

このような目的の事業の中で移住定住を伴うものとしては、地域おこし協力隊のほかには地域、行政、民間などが連携し、関係者間の橋渡しをマネジメントできる人材として「地域プロジェクトマネジャー」制度や移住定住等の伴わないものとして、企業と自治体が協定を結び、企業から派遣された即戦力人材を活用し、専門的なノウハウや知見を生かしながら地域活性化を図る「地域活性化起業人」などがございます。

本町においては、昨年度から地域おこし協力隊の募集を開始したところであり、このような協力隊以外の制度活用については具体的な検討には至っていない状況であります。

地域おこし協力隊の募集につきましては、町のそれぞれの地域課題等を分析をし、移住定住や関係人口増加、地域活性化のために地域おこし協力隊に限らずどのような制度の活用が効果的か、改めて検討をしてみたいと考えております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

森 秀樹君。

6 番 （森 秀樹君）

では再質問させていただきます。

まず1 要旨目の募集内容が適切かというところでございますが、この募集内容があまりにも内容が王道過ぎるといふか、ありきたりといふか、非常に表現が難しいところなんですけれども、これはある意味アドバイザーが指導に入っているものですので、そういった意味で幅の広いより当たり障りのない内容になってしまったのかなと思います。ということは、裏を返せば全国的に同様の内容があると思うんです。こういった感じの。そうしますと、自分の居住地や賃金、または例えば東北は寒いから嫌だとか、もっと南のほうに住んでみたいとか。そういった内容で地域おこしとは全然違う内容で応募をする可能性が非常に出てくると思うんですね。

逆に私が聞きたいのは、この内容で町長は募集に参加したいと思いますか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは森議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

なかなか難しいのかなという気もいたしますが、とはいえ、一方では本当に山の中のちっちゃい自治体にこういったところに若い方が住んでみたいと行かれる方の動向を見ると、私自身何をもって皆さん選ばれるのかなというところを改めてここ最近気にしておるところでありますけれども、この内容、この3点で私が選ぶのかと言えば、何とも言いがたいのかなというのが現状ではないかと思えます。

議 長 （今野善行君）

森 秀樹君。

6 番 （森 秀樹君）

正直に言っていただいて非常に助かります。

恐らくここにいる全ての皆さんこの募集内容を見ていただければちょっとなと思うのかなと私は思っております。そう信じております。

その中で、内容もなんですけれども報酬自体も令和5年度16万5,000円となっております。ちょっと低いかなど。制度上は、報償費としては320万円まで出せて、活動費を合わせると480万円というのが今まではございました。2024年からは拡充されて520万円まで特別交付税の対象となっております。その一方で、移住すれば最大で3年間継続契約できますので、3年間はお金がもらえるおいしい制度というふうな見方も一部であります。そういったのが実際動画サイトで上がっているというのが実際に、2023年はある意味地域おこし協力隊が発端で問題になっていたニュースも多々ありました。

ちょっと飛んでしまったんですけれども、飛んでしまったので2要旨目に移ります。

来年度以降の課題のところでも、より魅力のある募集というふうにあります。果たして本町の地域おこし協力隊は、どの地域を興すのでしょうか。そこに甚だ疑問と課題を大きく持ちます。本来は、協力隊の導入の前から地域と行政がよく協議をして、

どういう協力隊、どういう人材を導入し、どういう活動をしてもらうか。そういったことを十分に認識をして共有を図る必要があると考えております。実際そういった地域との話し合いとかというのがあったかどうかをお伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは森議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど3つの目的でなかなか判断し切れないですよねと言ったほかに、やっぱり採用される条件面、報酬面の面も含めてなかなか難しいでしょうねという部分、申し上げるべきところを抜きましたので、付け加えさせていただきたいと思います。

加えて、どこの地域にどういう形でというところ、地域との打合せをしたのかというところについてであります。個別具体的に協議は確かにできていない現状もある中、特に目新しい内容がなかった中で、本年度につきましては、当初、吉田地区にありました空き家のうまく利用した中で、まずお試しで住んでみていただいて吉田地区の何らか振興開発に供するようなものができないかなというところで空き家利用も兼ねてちょっと検討した状況があったんですが、地域の方からはいろいろその方々と協議したのは事実でありますけれども、広くいろんな方を募って協議したというところは現状なかったのと加えて、建屋が予想以上にいいものだなと思っていたところ、それよりもちょっと雨漏り等々激しいところがあって、役場として受けてしまうとその後の維持管理にお金がかかるかなというところもあって、ちょっと二の足を踏んだというところと、加えて、この地域にはいろんな産業等々集積もしております。加えて、大学もありいろんな学生もある中、地域おこし協力隊の3年間補助をいただけるということで、ある意味国からの補助金をもらっているような形でできるんじゃないかというご指摘でありましたけれども、最初のご回答でもお話しさせていただいたとおり、本町におきましては普通交付税が不交付団体ということがあって、どの程度どの額交付をいただけるのか定かじゃない部分もあって、ほかの産学連携の中で別なまちおこしを目的を達成のためにはほかの方法もあるんじゃないかというところで、具体的な募集の要件の詰めに入っていなかったのは現状ではなかったのかなというふうに今現在は分析しております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）
森 秀樹君。

6 番 （森 秀樹君）

課題の中で二の足を踏むというお話もございましたが、そのまま3要旨目の再質問に行きます。

協力隊以外の検討というところで、やはりPR等をやっていく中で、この協力隊以外にもいろいろな事業がございます。例えば、宮城県において、関西の大手のプロダクションと提携しているよく住みます芸人というのがあるんですけども、県内だと2市町村ですかね。気仙沼と仙台か岩沼か、大崎の2か所が住みます芸人の方がいらっやっております。やはりPRに特化してやっていくのであれば、地域おこし協力隊も当然有用な、必要なことなんですけれども、この住みます芸人の検討、調査研究というのが必要なんではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの森議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

一例として住みます芸人に応募してはというお話でありましたが、この町の魅力を発信をする方法、いろんな方法があるんだと思います。今年もちょうどダブル東京の東京ガールズコレクションのイベントを通じた中で魅力を発信をするような動画を作るような事業に今年は応募してみたりでありますとか、その他夏祭り等々でいわゆるインフルエンサーと言われる方を一時的にお力をお借りしたりだとか、いろんなやり方を模索をしておるのが現状であります。

その中の一つの方法として住みます芸人、そういった手法もあるのかなというふうには思いますが、どんな方法がいいのかこれからもなお研究してまいりたいと思います。

議 長 （今野善行君）
森 秀樹君。

6 番 (森 秀樹君)

まず本町PRが非常に私としては弱いと思っておりますので、そのPRのためにも地域おこし協力隊、ほかのインフルエンサー、また住みます芸人、いろいろな検討が重要であると思います。特に今の時期に今回この質問をしたのは、予算の組立てにもぜひ参考になったらなと思ひましてこの質問をしております。

本日の同僚議員の中でも、町長、動の町長と、動くほうの町長とお話がありました。また、先ほどの同僚議員の中でも町長のお口から地域の振興策という言葉がございました。その中で、現状ですとどうしても打率のいいバッターを育てるような、よく、何ていうんですかね、ヒットを打てればいいみたいな当たり障りのない状況がある中で、こういったものはもう私は失敗してもいいから、1割しか打てなくてもいいのでホームランが打てるような突飛した事業をぜひひとつ行っていただきたいと思ひます。それがきつとこの地域の振興に寄与できるものだと私は信じております。

また、少し戻ってしまうんですけれども、公共事業の内容につきましてはこの12月定例会議、私任期の間はずっと言おうと思ひますので、その中で数字の推移をいろいろ見ていきたいと思ひます。

これで私の一般質問を終了します。

議 長 (今野善行君)

以上で、森 秀樹君の一般質問を終わります。

お諮りします。本日はこの程度にとどめ、延会したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、明日3日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後3時14分 延 会